

**男女共同参画プランよっかいち実施計画
平成26年度事業進捗状況及び
計画期間5年間の実施評価報告書**

平成27年11月

四日市市

〔目 次〕

はじめに	1
男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図	2
1. 平成26年度事業及び計画期間5年間の実施評価（自己評価）	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	3
《進捗評価調査表》	6
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり	10
《進捗評価調査表》	14
基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った個人の尊重	21
《進捗評価調査表》	24
2. 審議会による評価	31
実施計画の進捗に関して参考とする指標	32

はじめに

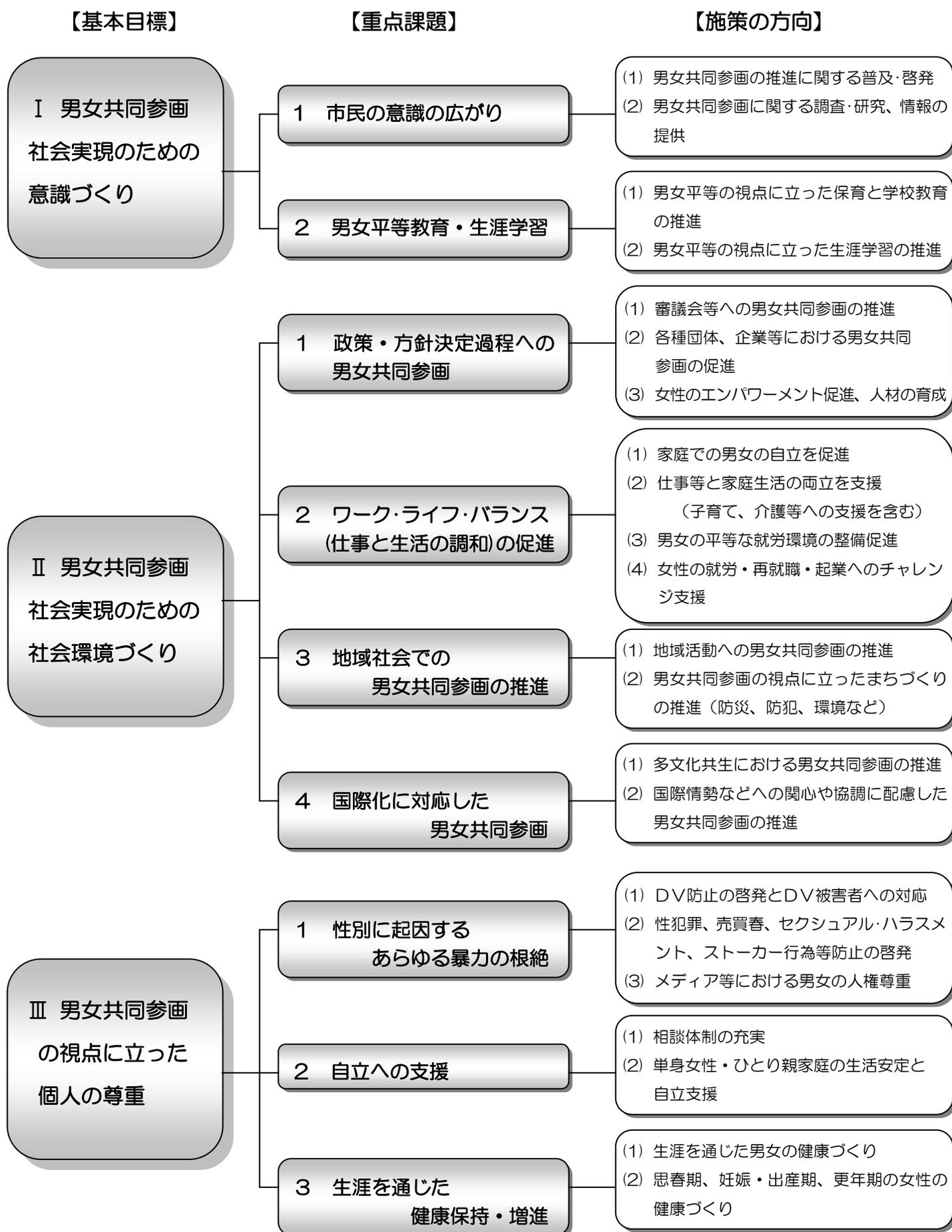
四日市市では、平成18年の四日市市男女共同参画推進条例施行後、条例に基づく基本計画の策定について男女共同参画審議会に諮問し、平成19年6月に「男女共同参画の推進に関する基本計画についての答申」をいただきました。この答申を踏まえ、平成22年3月に「男女共同参画プランよっかいち」を策定し、翌23年3月には、プランをより実効性のあるものとするために、数値目標を示した「男女共同参画プランよっかいち実施計画」を策定いたしました。

この実施計画は、平成22年度から平成26年度までの5年計画とし、年度ごとに進捗状況を報告していくこととしています。

今回は、実施計画の最終年である平成26年度の事業の実施状況及び計画5年間の評価を行ったものです。評価の仕方については、先ずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、その結果と数値目標の進捗状況を併せて、男女共同参画審議会において3つの基本目標ごとの評価、及び総括評価、そして計画5年間の評価をいただきました。

計画期間を満了しましたこのプランに代わり、次のプランとして、男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 を平成27年3月に策定しておりますが、新プランには前プランから引き続き実施する施策も多くあります。今回いただいた評価を新プランの施策を推進する際に反映させ、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に進めていくために、男女共同参画の視点を常に持ちながら、条例の理念に基づき、市民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図



1. 平成26年度事業及び計画期間5年間の実施評価（自己評価）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

指標「男女平等観を育てる講座等への参加人数」

基準値 (平成21年度実績値)	613人
実績値 (平成22年度)	574人
(平成23年度)	792人
(平成24年度)	662人
(平成25年度)	1084人
(平成26年度)	894人
目標値 (平成26年度)	650人

指標の設定について:

市民に広く男女共同参画について考えていただくきっかけづくり、また学習を深めていただく機会の提供がどの程度できたかを示すものとして、「男女平等感を育てる講座等への参加者数」を指標として設定した。

1.〔平成26年度の評価〕

目標値設定と実績評価:

目標値については、どれだけ市民に広く男女共同参画について考えていただく機会を提供できるかという意味で、基準値以上の機会を提供することを目標に、650人という数値を設定した。

平成26年度実績については、市民グループから3企画10講座提案され、トータルでは8企画18講座を実施したほか、男女共同参画の視点を取り入れた防災セミナーを各地区で開催した。参加者数は前年度を下回ることとなったが、これは、平成25年度は外部持ち込み企画であった健康講座を大規模で行ったため突出したことと、平成26年度は、講座数が減少したことも一因ではあるが、定年後の男性を対象にした講座や、子育て中の男性を中心にした家族向けの講座など新たな講座を設定したものの、参加者数が伸び悩んだことも一因と考えられる。子どもや男性など対象を幅広く設定したが、結果的に女性が参加できる講座が減少し、男性の参加者数が伸び悩んだことから、今後企画する講座については今回の反省点を踏まえ、十分に検討する必要がある。

【実績内訳】

男女共同参画講座	: 1企画 (3講座)	参加者	73名 (市民企画)
子どもさんかくカレッジ	: 1企画 (1講座)	参加者	32名
男性向け料理教室	: 1企画 (4講座)	参加者	46名
父と子を中心にした家族向け教室	: 1企画 (3講座)	参加者	91名 (市民企画)
健康、生き方についての講座	: 1企画 (4講座)	参加者	85名 (市民企画)
女性向け就職応援講座	: 2企画 (2講座)	参加者	82名
定年男性向け講座	: 1企画 (1講座)	参加者	26名
男女共同参画の視点を取り入れた 防災セミナー	: 6企画 (6講座)	参加者	459名 (各地区で開催)

(1) 重点課題とプラン・施策の方向(男女共同参画プランよっかいちより抜粋)

●重点課題1「市民意識の広がり」

①男女共同参画の推進に関する普及・啓発

広く市民がジェンダーの問題に関心を持ち、学習できるよう、また女性のエンパワーメントを積極的に進めるため、さまざまな講座や媒体を活用し、市民や自治会、NPOなど各種団体とも協働しながら啓発事業を進めていきます。

②男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供

本市の実状を常に把握し、市民ニーズに応じていくためには、定期的に調査を実施・分析し、その結果を施策に反映させていく必要があります。

また、人々の意識や慣行が形成されるうえでメディアの果たす役割は、極めて大きいことから、男女共同参画の視点に立ったメディア表現を進める一方、市民が様々な情報を男女共同参画の視点に立って主体的に読み解く力を身につけることができるよう働きかけを行います。

●重点課題2 「男女平等教育・生涯学習」

①男女平等の視点に立った保育と学校教育の推進

市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが男女共同参画社会を形成するためには必要です。特に次代を担う子どもの学校等における教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすため、子どもの発達段階に応じた意識の育成を図ります。

②男女平等の視点に立った生涯学習の推進

子育て中の市民に対する学習機会や情報の提供、さらには生涯を通じてさまざまな学習ができるような視点が大切です。男女が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮して、いきいきと住みよい社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などにとらわれないよう、市民団体等とも協働して学習機会の提供を行います。

(2)主な取り組み状況

●重点課題1 「市民意識の広がり」

①男女共同参画センターにおいて、男女共同参画意識の醸成、女性のエンパワーメント及び登録グループの活動支援等を目的に、市民協働による講座の開催、出前講座の実施、グループ交流会の開催、情報紙の発行等に、継続的に取り組んだ。平成 26 年度は、講座対象者をこれまで以上に女性だけでなく、子どもや男性など幅広く設定した。【コード1・2・4・5・7】

②庁内各所属において職場研修等の機会を捉えて職員に意識付けを行い、また各所属が広報やホームページに記事を掲載する際には、男女共同参画の視点にたった表現となるよう努めた。【コード:3・6】

●重点課題2 「男女平等教育・生涯学習」

③男女共同参画に係る校内研修(人権教育研修も含む)を行うとともに、すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進めた。また、園においては、特に4歳児、5歳児に対して、機会を見つけては、ジェンダーにとらわれない保育を実施した。【コード:1・2・3・4】

④全ての小・中学校において、職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施した。また、教育委員会事務局よりアンケート調査並びに研修会を実施し、啓発を呼びかけた。男女共生教育研究協議会との共催による教職員研修講座を実施した。【コード:5】

⑤年齢、性別を問わず広く男女平等観を育てるため、男女共同参画センターでは、特に子どもや男性向きの講座を充実させたほか、市内の保育・幼稚園、小・中学校、高校、大学等にジェンダーやデートDV 予防の出前講座を56回実施し 3,464 人が受講した。地区市民センターでも、男性の家事参加等の講座を開催した。また、男女共同参画センターが実施した全ての講座に、子育て世代の方も参加しやすいように、託児を設定した。【コード:6・9】

- ⑥男女共同参画センターで、地域で活動するグループ・指導者の育成を目的に、「登録グループのつどい」を年2回開催し、男女共同参画に関する研修を実施したほか、情報交換や、グループ同士の連携づくりの支援を行った。また「はもりあフェスタ」では、各グループ主催のワークショップ等への相互参加を働きかけ、市とワークショップ参加グループ代表による企画運営委員会によりフェスタを実施した。また人材リスト登録者向けの研修を実施した。【コード：7・8】

2.〔計画5年間の評価〕

●重点課題1「市民意識の広がり」

- ①男女共同参画センターにおいて、男女共同参画意識の醸成、女性のエンパワーメント及び登録グループの活動支援等を目的に開催したさんかくカレッジは、5年間で139講座開催し、延べ3,547人が受講した。市民協働で開催されるはもりあフェスタについても、85講座、延べ2,955人が受講している。また、139講座中登録グループと協働で開催した講座は66講座と約半数を占めた。男女共同参画の視点に立った情報提供として、情報紙はもりあの発行、ホームページ、図書の貸し出し(5年間で5,454冊の貸し出し)を行った。

平成25年度の市民意識調査において、性別による固定的役割分担についての賛成意見は28.1%と、平成18年度の35.8%に比べ減少しており、男女共同参画の意識は進んだ。【コード1・2・4・5・7】

- ②広報刊行物での表現方法において適切であることを確認するなど、職員の中で意識づけをすることができた。各種事業の周知に当たっては、誰もが参加・利用しやすい広報を実施し、職場研修により職員の意識の向上を図り、男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進が図られた。【コード：3・6】

●重点課題2「男女平等教育・生涯学習」

- ③すべての教育活動を通じて、子どもたちが自立し、個性や能力を発揮できるようなキャリア教育に取り組むことで、将来に向けた自己実現をしていく力の育成につなげることができた。

【コード：1・2・3・4】

- ④これまで実施してきたセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査に加え、平成24年度からはパワー・ハラスメントに関するアンケート調査も併せて実施した。これによって、パワー・ハラスメントに対する意識を高めることができた。【コード：5】

- ⑤平成24年度から、ジェンダーやデートDV予防の出前講座を若年層向けに実施し、3年間で延べ8,453人が受講した。【コード：6・9】

- ⑥毎月発行する情報紙はもりあにて、登録グループの活動紹介及び開催事業などを掲載し、また、コーナーを設けて掲示やチラシ設置などの支援に努めた。【コード：7・8】

(登録グループ数 平成22年度 57団体 → 平成26年度 68団体)

3.〔事業実施自己評価と5年間の評価〕

※別表「男女共同参画プランよっかいち進捗評価調査表(基本目標I)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち進捗評価調査表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題Ⅰ 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	男女共同参画の理念やジェンダーについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	・地区市民センターなど地域での出前講座の開催 ・市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ・講演会、映画祭、シンポジウムなどの開催	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあフェスタ ・出前講座	・さんかくカレッジ(市民企画含む)8企画18講座 ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ(2/20～2/22の3日間) ・出前講座 3回	B	○	さんかくカレッジにおいて、平成26年度の参加者数は計画目標値を達成できなかったが、計画期間5年間では、139講座を開催し、延べ3,547人の参加を得た。映画においては、毎年1回上映し、延べ1,826人の参加を得た。市民団体との協働事業であるはもりあフェスタにおいては、5年間で85講座開催し、延べ2,955人の参加を得た。平成25年度の市民意識調査において、性別による固定的役割分担についての賛成意見は28.1%と、平成18年度の35.8%に比べ減少しており男女共同参画の意識は進んだ。	男女共同参画センター
2	男女共同参画の視点に立った情報提供	・情報紙「はもりあ(男女共同参画センターだより)」などの発行 ・ホームページなどによる情報提供の充実 ・男女共同参画センター図書の実施	・情報紙「はもりあ」毎月発行(2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年2回) ・ホームページによる情報提供 ・広報よっかいちによる情報提供 ・地区市民センターお知らせの情報提供 ・図書・資料等の貸出し	・情報紙「はもりあ」毎月発行(約2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年2回、6月、11月) ・ホームページによる情報提供 アクセス数(78,163件) ・広報よっかいちによる情報提供 ・地区市民センターお知らせの情報提供 ・図書・資料等の貸出し 図書の貸出冊数(806冊)	A	◎	情報紙「はもりあ」を毎月発行し、男女共同参画に関する記事を掲載し情報提供に努めるとともに、平成25年度より年1回実施していた組回覧の回数を2回に増やした。また、5年間で5,454冊の図書の貸し出しを行った。	男女共同参画センター
3	固定的な役割分担の慣行等の見直し	・あらゆる機会を通じて、地域、職場、家庭、学校等における慣行等の見直しについて啓発	・男女共同参画に関する研修や課内研修を通じて、慣行等の見直しの啓発を行う ・職場研修を実施し、職員の男女共同参画への意識を高める ほか	・職場研修等行い、職員の意識を高めていけるよう取り組んだ。 ・男女共同参画に関する研修や課内研修を通じて、慣行等の見直しについて啓発を行った。など	A	◎	役割分担の慣行等の見直しについて、常に職員間で意識啓発を行うとともに、講座や会議などの機会を通じて市民に啓発を行うことができた。過去5年間、普段から各々が男女共同参画の視点を持って業務に取り組んできた。今後も、職場研修等を通じ意識啓発に努める。 など	各課
4	女性が本来持っている能力を引き出すための学習機会の提供	・さんかくカレッジなど各種講座の充実 ・市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ・講演会、映画祭、シンポジウム等の開催	・さんかくカレッジ(市民グループへの委託を含む)の開催 ・映画上映 ・はもりあフェスタの開催 ・出前講座	・さんかくカレッジ(市民企画含む)8企画18講座 ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ(2/20～2/22の3日間) ・出前講座 3回	B	○	さんかくカレッジにおいて、平成26年度の参加者数は計画目標値を達成できなかったが、計画期間5年間では、139講座を開催し、延べ3,547人の参加を得た。映画においては、毎年1回上映し、延べ1,826人の参加を得た。市民団体との協働事業であるはもりあフェスタにおいては、5年間で85講座開催し、延べ2,955人の参加を得た。(参加者の約7割が女性)	男女共同参画センター
5	女性団体・グループのネットワークづくりと活動への支援	・市民グループ(団体)が実施する男女共同参画社会の実現に向けた取組に対する支援 ・日本女性会議などへの派遣研修の実施 ・男女共同参画センターの利用を促進 ・市民グループ(団体)のネットワークづくりを促進	・市民グループとの協働事業の実施 ・はもりあフェスタの開催 ・登録グループのつどいの開催	・市民グループとの協働事業の実施 14件 ・はもりあフェスタの開催 ・登録グループのつどいの開催(2回)	A	◎	5年間で、市民グループと協働で66講座を開催し取り組みを支援した。また、登録グループのつどいで、交流を図り、登録グループ全体で情報を共有するなど、グループの力の向上が図れるように努めた。	男女共同参画センター
6	行政刊行物における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・職員研修により啓発 ・刊行物の表現の確認 ほか	・各種事業の周知において、女性や男性に関わらず誰もが参加・利用しやすいPRチラシ等を作成した。 ・市広報、ホームページ、パンフレット等での男女共同参画の視点に立った表現の推進を図った。など	A	◎	広報刊行物での表現方法において適切であることを確認するなど、職員の中で意識づけをすることができた。各種事業の周知に当たっては、誰もが参加・利用しやすい広報を実施し、職場研修により職員の意識の向上を実施し、男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進が図られた。など	各課
7	メディア・リテラシーの向上	・メディア・リテラシーに関する講座の開催	・職員研修等での啓発 ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・市民向け啓発講座の開催	・職員研修(4回) ・情報誌「はもりあ」での啓発 ・はもりあフェスタで講座開催(市民及び職員向け)(1回)	A	◎	職員研修所と協力し、階層別研修などで職員研修を実施した。また、男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員及び市民向けにメディアリテラシー研修等を実施した。(4年間で延べ214人参加)	男女共同参画課 男女共同参画センター
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・街頭補導等による見守り ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布	・街頭補導等による見守り活動 ・教職員・保護者を対象とした有害情報対策研修会の開催 ・啓発パンフレットの作成・配布 ・小中学生・保護者・地域住民を対象とした出前講座(eネット安心講座)の開催	・街頭補導等による見守り活動 年間のべ373回 ・有害情報対策研修会(8月)の開催 ・出前講座の開催 年間67件	A	◎	中央補導員、三泗地区広域補導員を中心に、警察等と協働して見守り活動を実施できた。ネットトラブルをはじめとした有害情報対策については、常に最新の情報を収集しつつ新たな問題事例を確認し、研修会や出前講座等の内容に反映させていくことができた。「親子で考えよう ケータイ・スマートフォンの正しい使い方」という啓発リーフレットを作成し、市内の5歳児から15歳までの園児・児童・生徒に配付した。併せて、携帯電話販売店に啓発リーフレットの配架と「家庭のルールづくり」や「フィルタリングの設定」について説明を依頼した。	こども未来課 (青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価

- A 実施することができた
- B 概ね実施することができた
- C 一部しか実施できなかった
- D 実施できなかった

「5年間の評価」について

- ◎ 施策を推進することができた
- 概ね推進することができた
- △ あまり推進することができなかった
- × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	個を大切にしたい保育・教育の充実	・ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力の育成	・男女共同参画に係る校内研修(人権教育研修も含む)を行う ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める 職業体験学習 ○中学校 22/22校 社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職業体験を実施する。 ・他にも、すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進める。	・男女共同参画に係る校内研修(人権教育研修も含む)を行った。 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めた 職業体験学習 ○中学校 22/22校 ○協力事業所数 延べ 1020事業所 社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職業体験を実施した ・他にも、すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進めた	A	◎	すべての教育活動を通じて、子どもたちが自立し、個性や能力を発揮できるようキャリア教育に取り組むことで、将来に向けた自己実現をしていく力の育成につながった。	指導課
			・園における集団生活のなかで、園児に対し、ジェンダーにとらわれない、個を大切にしたい保育の充実を図っていく	・特に4歳児、5歳児に対して、機会を見つけては、ジェンダーにとらわれない保育を実施した。	A	◎	ジェンダーにとらわれず進んで自分の意見を主張したり、相手の意見も受け入れていく力を育成し、個を大切にしたい保育の充実を図ることができた。	保育幼稚園課
2	保育士・教職員に対する研修の充実	・講演会、事例研修、公開保育の実施	公開授業を実施することで研修を深める	・各校において、公開授業を実施し教職員の男女共同参画に対する意識の向上を図った	A	◎	各校において公開授業を行い、教職員相互による意識の向上に向けた協議をすることができた。	指導課
			・講演会、事例研修、公開保育などを行い、保育士等の研修を行う	・男女共同参画社会の実現に向けて、事例研修、公開保育、あるいは講演会を実施し、保育士における意識の向上を図った。	A	◎	公開保育・事例研修等を実施し、保育士の資質の向上を図ることができた。	保育幼稚園課
3	男女間で不必要な区別、慣習や慣行の見直し	・性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 ・園児の工具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	・不必要な区別、慣習の見直しを行い、性別で役割を固定することのない男女共同参画社会の実現を目指す教育をすすめる	・学校生活における男女の不必要な区別、慣習の見直しを行い、男女共同参画に立った教育を進めた	A	◎	道徳をはじめとしたあらゆる学校生活の中で、性別による不必要な区別や慣習の見直しを継続的に実施することができた。	指導課
			・園において、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進していく	・園生活の中で、例として工具箱、カバンかけ、クラス名簿、靴箱など男女別になっていないか確認した。また、園の遊びの中で遊具や色などの区別がないかを確認するなど、不必要な区別、慣習等を注視した。	A	◎	園において、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進し、男女共同参画社会の実現を前提に保育を進めていくことができた。	保育幼稚園課
4	日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	・子どもと保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身につける学習の推進 ・子ども一人ひとりが個性や能力を発揮する生き方ができるよう、職業観や勤労観を育てる社会体験学習等の実施	学年に応じた学習資料、教材を活用し、道徳、総合的な学習の時間、学級活動をはじめとしたあらゆる教育活動において男女共同参画社会の考え方を身に付ける学習を行う。	・子どもの学年に応じた学習資料、教材を提示し、道徳、総合的な学習の時間、学級活動において男女共同参画社会の考え方を身に付ける学習を行った。	A	◎	わたしたちの道徳や心のノートを活用しながら道徳の時間に男女共同参画の視点にたった教育を学年に応じた形で実施することができた。	指導課
5	セクシュアル・ハラスメントの防止と対応	・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修、アンケート調査を実施 ・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修、アンケート調査を実施し、実態の把握とセクハラ防止を進める。	・全ての小・中学校において、職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施。教育委員会事務局よりアンケート調査並びに研修会を実施し、啓発を呼びかけた。	A	◎	これまで実施されてきたセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査に加え、平成24年度からはパワー・ハラスメントに関するアンケート調査も併せて実施した。これによって、パワー・ハラスメントに対する意識を高めることができた。ただし、現状としては、アンケート結果から、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する事案が認められるため、今後も引き続き、管理職を含め、職場での倫理意識の向上、相談システム等の啓発を行う。	学校教育課
			・平成26年7月24日に、男女共生教育研究協議会との共催研修会を実施予定。 ・講師は、TEAM REVOLUTION代表の磯波晴紀さん	・平成26年7月24日に、男女共生教育研究協議会との共催研修会を実施。	A	◎	男女共生教育研究協議会との共催による教職員研修を継続して実施することができた。	教育支援課
			・市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための啓発	・セクシュアル・ハラスメント相談等処理委員会 相談件数 0件 セクハラ発生件数 0件	A	◎	研修等を通じて、「四日市市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」の制度周知を行うとともに、相談及び発生があれば適切に対応できるよう努めた。	人事課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価

- A 実施することができた
- B 概ね実施することができた
- C 一部しか実施できなかった
- D 実施できなかった

「5年間の評価」について

- ◎ 施策を推進することができた
- 概ね推進することができた
- △ あまり推進することができなかった
- × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
6	男女平等観を育てる講座の充実	・地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 4センター 8回 255人 ・男女共同料理教室 2センター 3回 48人 ・男の料理教室 9センター 22回 450人 ・女性セミナー 2センター 6回 250人 ・男女共同防災講座 3センター 3回 150人	・地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 2センター 6回 290人 ・男女共同料理教室 2センター 3回 49人 ・男の料理教室 10センター 22回 444人 ・男女共同防災講座 3センター 4回 238人	A	◎	地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性料理教室を開催した。また、料理教室以外では、女性の視点を取り入れた防災講演会や、男女共同の視点からの防災とまちづくり講座なども開催した。	地区市民センター(市民生活課)	
		・家庭教育講座委託事業の実施	・3か年計画の1年目として、29公立幼、小、中学校園、6私立幼、小、中学校園に事業を委託する	A	◎	計画どおり推進することができた。	こども未来課(青少年育成室)	
		・さんかくカレッジ、映画上映、市民企画支援、出前講座を実施	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ(2/20～2/22の3日間) ・デートDV予防(ジェンダー平等)教育出前講座 56回(保育・幼稚園 13回、小学校 24回、中学校 6回、高校 2回、大学 2回、教員・保護者・学童等 9回)	A	◎	さんかくカレッジを5年間で139講座開催し、延べ3,547人の参加を得、映画においては、毎年1回上映し、延べ1,826人の参加を得た。市民団体との協働事業であるはもりあフェスタにおいては、5年間で85講座開催し、延べ2,955人の参加を得た。デートDV予防(ジェンダー平等)教育出前講座については、市内の保育園、幼稚園、小・中・高・大学等を対象に、平成24年度から実施し、3年間で延べ8,453人が受講した。	男女共同参画センター	
7	ジェンダーに敏感な視点をもった指導者の育成と活用	・登録グループへの研修の実施 ・地域で男女共同参画を推進していく要となるアドバイザーの活用 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の実施 ・地域リーダー(センター職員含む)研修の実施 ・男女共同参画アドバイザー等によるちよこっと参画教室の実施	・登録グループのつどいの開催(2回) ・登録グループ対象研修会の実施(2回) ・男女共同参画人材リスト登録者研修の開催(1回) ・地域リーダー(センター職員含む)研修の実施 ・男女共同参画アドバイザー等によるちよこっと参画教室の実施(3回)	A	◎	登録グループ及び男女共同参画人材リスト登録者を対象に研修を開催し、5年間で167名の参加があった。	男女共同参画センター	
8	男女共同参画を推進するグループ等への支援	・男女共同参画に関する情報提供や研修の実施に努めるなど、登録グループへの積極的な支援の実施	・毎月1回情報誌「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・登録グループ情報の紹介(情報誌「はもりあ」への掲載、チラシの設置など) ・登録グループのつどい 2回 ・登録グループ数 68団体	A	◎	毎日発行する情報誌はもりあにて、登録グループの活動紹介及び開催事業などを掲載し、また、コーナーを設けて掲示やチラシ設置などの支援に努めた。登録グループ数 平成22年度 57団体 → 平成26年度 68団体	男女共同参画センター	
9	託児付き講座の推進	・市民大学一般クラスにおける託児設定の促進	中高年を対象とするコース設定が多く、市民大学5コースいずれも託児設定がなかったため、今年度末募集をかける平成27年度のコースでは託児を設定してもらえよう強く働きかけを行う。	・これまで通り、託児ありの講座に対して運営費の上乗せをするため予算化し、募集もしたが、結果的に中高年を対象とするコースが多かったことにより5コース全てに託児設定が無かった。	B	○	H26のように達成できない年もあったが、運営費の補助を予算化することで託児設定を促すことはできたと評価できるため。	文化振興課
		・地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	・地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する	・乳幼児も参加できる講座を開設するなどした。	A	◎	地区市民センターにおいて、必要に応じて託児を行ったり、乳幼児も参加できる講座を開催した。	地区市民センター(市民生活課)
		・手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施	・託児の予定なし(平成23年度からの連続講座で、受講生に託児の必要な人がいないため)	実績なし(託児の必要がないため)	A	◎	23年度からの連続講座であり、託児の必要な人がない。しかし、今後も講座の開催日程によっては、必要に応じて託児を行っていく。	障害福祉課
		・市主催各種講座での託児の実施について各課に働きかけ	・男女共同参画センターの全事業で託児を実施する ・男女共同参画推進リーダー会議において、各課講座実施時における託児実施をお願いしていく	・男女共同参画センターの全事業で託児を設定した ・講演会開催所属に対し、託児設定の働きかけを行った	B	○	男女共同参画センター主催のすべての事業において託児の設定をすることができた。 各所属に対し、託児設定の働きかけについて、十分には行うことができなかった。	男女共同参画課
		・よっかいち人権大学等の各種講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	よっかいち人権大学あすてつぶでの託児付講座の実施 人権プラザ事業の託児付講座での実施	・よっかいち人権大学あすてつぶ:7講座、託児数45名 ・人権プラザ事業:26講座、託児数56名	A	◎	よっかいち人権大学あすてつぶでは募集の際には、託児付講座であることを案内し、5年間で、21講座117名の託児を行った。 人権プラザ事業では、H25年度から託児付の講演会や講座を実施し、43回111名の託児を行った。	人権センター
		・文化会館ホールでの催事開催時における託児の実施	20事業に設定	・23事業で実施	A	◎	ホールにおける催事の大半で託児の設定をしたため。	文化振興課
・日本語教室における託児の実施	・子育て中の親でも、子どもを預けて安心して日本語教室を受講できるように努める	・四日市国際交流センターで行う日本語教室や、多文化共生サロンで行うふれあい講座等で託児を実施した。	A	◎	子育て中の親でも日本語教室等に参加できるよう、託児を実施することができた。	市民生活課(多文化共生推進室)		

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価

- A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について

- ◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
10	男女共同参画に関する学習情報の提供	・生涯学習いきいき出前講座の実施	・出前講座の実施	・出前講座 3回	A	◎	5年間で29回の生涯学習いきいき出前講座を実施することができた。近年は、地区市民センターの男性料理教室の際の出前講座などもあり、男性に向けての講座開催も増えている。	男女共同参画センター
			・四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」を設ける。メニュー数 5件	・四日市市生涯学習いきいき出前講座のメニュー表の分類に「男女共同」を設定した。メニュー数:5件	A	◎		四日市市生涯学習いきいき出前講座のメニュー表の分類に「男女共同」を設定し、学習情報の提供ができたため。
		・インターネットによる学習情報の提供	・市及びはもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供	・市及びはもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供を実施	A	◎	各種講座の募集案内を、市及びはもりあ四日市ホームページの両方に掲示した。また、講座終了後、講座開催報告をはもりあ四日市ホームページ掲載し、情報提供を行うよう努めた。	男女共同参画センター
			・インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。情報提供数 1件	・インターネットによる学習情報検索において、「女性・男女共同参画」のジャンル設定を実施した。	A	◎		四日市市の学習情報検索の中のジャンルとして「女性・男女共同参画」を設定できたため。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

指標「審議会等の女性委員比率」

基準値 (平成 21 年度実績値)	31.5%
実績値 (平成 23 年度)	32.5%
(平成 24 年度)	32.6%
(平成 25 年度)	32.2%
(平成 26 年度)	33.6%
(平成 27 年度)	34.6%
目標値 (平成 26 年度)	40%以上 60%以下

指標の設定について:

重要な事柄を決める場に人口の半数である女性が参画することが、男女共同参画を進めるに当たって非常に重要であるとの認識から、特に今後のまちづくりの方向性を決める場である審議会等への女性委員の登用率を社会環境づくりの指標とした。

1、〔平成26年度の評価〕

目標値設定と実績評価:

目標値については、審議会等において男女の視点が反映されることが重要であることから、男女のいずれも4割を下回らないことを目標として設定した。

実績については、「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会ごとに目標を設定し、委員委嘱に際しては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底してきた結果、昨年度を1.0%上回り、34.6%となったが、平成26年度の目標値であった40%以上60%以下を平成27年度でも達成することができなかった。女性委員のいない審議会等の数は前年度から1件減少し6件となり、また、男女比が10分の4未満とならない審議会の割合は46.8%から50%に増え、審議会の半数が目標を達成している状況である。平成27年度からは、男女共同参画プランよっかいち2015～2020で進めることとなるが、審議会等の女性委員比率については、再度目標を40%以上60%以下と設定し、今後も重要な事柄を決める場に女性の参画を進めていく。

(1) 重点課題とプラン・施策の方向(男女共同参画プランよっかいちより抜粋)

●重点課題1「政策・方針決定過程への男女共同参画」

①審議会等への男女共同参画の推進

審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に偏ることがないように配慮を行います。

②各種団体、企業等における男女共同参画の促進

地域や職場などさまざまな場面で男女がともに参画できるよう、啓発、情報提供などに努めます。なお、「企業等」には農業、自営業等の家族的経営の事業者も含まれます。

③女性のエンパワーメント促進、人材の育成

女性の社会参画が進むよう、講座、講演会などを通じて、女性のエンパワーメントを進め、人材の育成に努めます。

●重点課題2「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

①家庭での男女の自立を促進

家庭生活においても固定的な性別役割分担意識にとらわれることがなく、男女がともに家庭責任を担えるよう、啓発や情報提供を行います。

②仕事等と家庭生活の両立を支援(子育て、介護等への支援も含む)

男女が家族の対等な一員としての責任を果たしながら、子育てや介護などの家庭生活と仕

事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

③男女の平等な就労環境の整備促進

特に事業者に対して、男女雇用機会均等法などの法令遵守や育児・介護休業制度などの活用、家庭生活等との両立などについて啓発したり、情報提供を行っていきます。

④女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

働きたい女性とそのライフサイクルに応じて就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供を関係機関と連携して進めるなど、あらゆる手法により支援する取組を進めます。

●重点課題3 「地域社会での男女共同参画の推進」

①地域活動への男女共同参画の推進

地域団体やNPOなどと協働して、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

②男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進(防災、防犯、環境など)

国の男女共同参画基本計画(第2次)にも示されているように、新たな取組を必要とする分野である防災(災害復興を含む)、防犯、環境などをはじめ、さまざまな分野の地域活動で男女がともに参画できる環境を、地域団体等と連携して整えるなどして、男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進に努めます。

●重点課題4 「国際化に対応した男女共同参画」

①多文化共生における男女共同参画の推進

市民等と連携して、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

②国際情勢などへの関心や協調に配慮した男女共同参画の推進

市民、事業者へ国際的な男女共同参画の動きについて、各種情報を提供するなどしてその理解を深め、意識を高めるなどの男女共同参画の推進に努めます。

(2)主な取り組み状況

●重点課題1 「政策・方針決定過程への男女共同参画」

①審議会等への女性委員の登用を進めるため、四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づき各審議会ごとに登用推進計画を策定し、委員改選に当たっては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し登用率の向上に努めた。また、庁内調整会議幹事会や男女共同参画推進リーダー会議にて意識向上を図るとともに、平成 27 年より、審議会等の女性委員比率が40%未満の所属に対し、委員改選の概ね3か月前に女性委員登用率改善通知を発送することを始めた。【コード:1】

②職員については、男女共同参画推進リーダーおよび推進員を中心とした職員にワーク・ライフ・バランス力向上セミナーと男女共同参画の視点から見たメディアリテラシー講座を実施し、また、地域での男女共同参画の必要性について、地区市民センター館長対象の研修を実施した。その他、各階層ごとの職員研修において男女共同参画についての意識改革、知識の普及のための研修を実施し、意識の向上に努めた。【コード:4】

③四日市市男女共同参画人材リスト登録者および男女共同参画センター登録グループ向けに「多様な意思を市の政策に反映させるために」と題した研修を実施し、女性リーダーとしての

意識の向上を図った。また、男女共同参画人材リストについて、女性の人材発掘及び人材リスト利用数を増やすよう努めた。

〔コード:6・7〕

●重点課題2 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

④多様な保育サービスやファミリーサポートセンター事業の充実、育児学級「パパママ」教室の開催や認知症サポーター養成講座をはじめ介護に関する出前講座の開催など、保育、介護、保健の分野で、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なサービスの充実と情報提供を行った。また、大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を4カ所の学童保育所にて推進し、市内の学童保育所数は44となった。父親の育児参画についても、引き続き「父親の子育てマイスター養成講座」、「お父さんと遊ぼう」を実施し、「父親の子育て相談」においては年間15回開催し、512人の相談を受けた。〔コード:1・2・3・4・5・6・7〕

⑤平成26年度も引き続き、四日市商工会議所・青年会議所等の協力を得て、企業向けにワーク・ライフ・バランス力向上セミナーとして「多様な時代を乗り越える！！企業の業績を上げる働き方」をテーマに実施した。また、庁内におけるワーク・ライフ・バランス推進のための方策について人事課と協議した。〔コード:8・9・11〕

⑥雇用実態調査の調査票送付時等機会を捉えて、事業所に対して国等の情報提供を行うとともに、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組んだ。また、女性の再就職、起業支援のため、再就職応援講座を県及びハローワークと共同で実施した。女性の経営への主体的な参画促進策として、家族経営協定の締結促進と農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施、女性認定農業者の育成を進め、平成26年度は家族経営協定の締結数が26件に増加した。また、経営研修会・簿記研修を実施し、専門知識の習得や能力開発などの取り組みへの支援を行った。〔コード:9・10・11・12・13・14・15〕

●重点課題3 「地域社会での男女共同参画の推進」

⑦男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりへの啓発として、各地区で開催する男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくりの講座について、6地区での開催を支援した。また、男女共同参画センターで情報紙「はもりあ」や「さんかくカレッジ」、出前講座など情報提供等を行い女性のエンパワーメントと意識啓発に努めた。〔コード:1・2・4〕

⑧男女ともに家庭生活や地域活動に参画できるような働き方への変革を進めるため、企業向けのワーク・ライフ・バランス力向上セミナーを開催し意識啓発を行った。また、庁内におけるワーク・ライフ・バランス推進のための方策について人事課と協議した。〔コード:3〕

●重点課題4 「国際化に対応した男女共同参画」

⑨男女共同参画センター情報紙「はもりあ」で、ジェンダーギャップ指数などを用いて、世界から見た日本の男女共同参画の現状についての情報提供を行った他、映画及びはもりあフェスタにて世界の男女共同参画について考える講座を開催した。〔コード:1〕

⑩多文化共生事業として、性教育をテーマにした生活講座や、料理教室をふれあい講座として開催したほか、翻訳や通訳等に際しても男女共同参画の視点を持って実施した。〔コード:3〕

2.〔計画5年間の評価〕

●重点課題1 「政策・方針決定過程への男女共同参画」

①審議会等への女性参画については、近年は女性の登用率の上昇がやや難しくなっている状況ではあるが、平成21年度の30.7%から平成26年度には33.6%まで引き上げることができた。また、男女の一方の数が40%未満とまらない審議会等の数は、平成21年度の38件から

52 件まで増加することができた。【コード:1】

②平成 23 年度より、管理職及び男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員等職員向けの研修を実施し、管理職については、ワーク・ライフ・バランスについて、推進員については、男女共同参画とその視点から見たメディアリテラシーについて研修を毎年実施した。【コード:4】

③女性リーダー育成のため、男女共同参画人材リスト登録者研修会をはじめ、さんかくカレッジ、市民企画講座、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等を実施した。また、人材リストの充実のため、内容の更新を行った。登録人数を増やすよう努めてきているが、近年伸び悩んでいる。また、登用率の低い審議会に対して人材リストの活用等により更なる働きかけが必要である。【コード:6・7】

●重点課題2 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

④乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、充実させていくことができた。しかし、病児保育については、利用者数が増加傾向にあり、利用できないケースも発生していることから、新規施設の開設を検討する必要がある。また、子育て支援センターの設置を進め、子育て親子のニーズに応えていくことができた。保育園が行うあそぼう会を含め、子育て支援事業の利用者は増加傾向にあるため、今後も子育て支援センターの増設を進め、さらなる子育て支援事業の充実を図っていく必要がある。【コード:1・2・3・4・5・6・7】

⑤平成 23 年度より、企業向けワーク・ライフ・バランス力向上セミナーの開催や、タイムマネジメント研修等を実施してきたが、ワーク・ライフ・バランスに関心のある企業や事業所の参加はあるが、それ以外の企業・事業所に啓発していくことが課題である。また市職員においても、時間外勤務は平成21年度の月平均19.0時間から21.8時間へと増加している状況であるが、所属長への個別指導を行ったり、週休日の振替の徹底を指導するなどの時間外勤務の削減対策を行った。【コード:8・9・11】

⑥雇用機会均等法などの情報を、情報紙はもりあなどによる情報提供を行ったほか、平成 25 年度よりハローワークとの共同開催によるお仕事探しセミナーにて、セクハラ、育児休業法などの啓発を行った。また、女性のための就職応援講座、起業応援講座等を毎年開催し、5 年間で延べ 441 人の参加を得たほか、市役所に創業に関する相談窓口を設置し、商工会議所など創業支援団体と連携し、融資等支援制度や創業カフェなどの情報提供をするとともに、起業のための情報を広報よっかいちに掲載し広く周知を図るなど、起業のための支援を行った。【コード:9・10・11・12・13・14・15】

●重点課題3 「地域社会での男女共同参画の推進」

⑦地域づくりを行う地区市民センター職員等に対して毎年研修を実施した。また、平成 24 年度には、自治会長への女性の登用を進めるための事業として、NPO と協働で、自治会へのアンケート等を実施した。さらに、平成 25 年度からは自治会、NPO、市と協働で、防災を切り口に男女共同参画の視点をまちづくりに取り入れる必要性を啓発する講座を実施。2 年間で 10 地区にて講座を開催した。【コード:1・2・4】

⑧国等の情報を配架、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組むとともに、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組んだ。【コード:3】

●重点課題4 「国際化に対応した男女共同参画」

⑨国際社会における日本の男女共同参画の状況を、ジェンダーギャップ指数などを用いて発信した。また、海外で取り入れられているクォーター制やパリテ法などの制度の紹介を行った。【コード:1】

⑩性別や国籍に関わらず、だれもが参加できる講座を企画し、男女共同参画の視点を持った多文化共生推進事業を行うことができた。【コード:3】

3、事業実施自己評価と5年間の評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち進捗評価調査表(基本目標Ⅱ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	審議会等への女性参画比率の向上	・審議会等委員に占める女性割合について目標設定 ・推薦依頼の見直し ・人材リストの充実及び活用促進 ・審議会などにおける託児の実施	・四日市市審議会女性委員登用推進要綱に基づいて、各審議会ごとに登用推進計画を策定するとともに、委員改選に当たっては、事前協議を徹底し、登用率の向上に努める。	・審議会等への女性の登用率 33.6% ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等 52か所 ・女性のいない審議会等 7か所	B	○	審議会等への女性参画については、女性の登用率の上昇がやや難しくなっている状況であるが、平成21年度の30.7%から33.6%まで引き上げることができた。 男女の一方の数が40%未満とならない審議会等の数は、平成21年度の38から52まで増加することができた。	人事課
		・人材リスト登録者数 ・人材リスト登録者研修会 ・部長会議、庁内調整会議、男女共同参画推進リーダー会議及び職員研修において、人材リストの活用促進を働きかける	・人材リスト登録者数 128名 ・人材リスト登録者研修会 1回 ・庁内調整会議、男女共同参画推進リーダー会議及び職員研修において、人材リストの活用促進を働きかけた。	A	○	人材リストの充実のため、内容の更新を行った。登録人数を増やすよう努めてきているが、近年伸び悩んでいる。また、人材リストの活用について少ないことから、登用率の低い審議会に対して更なる働きかけが必要。	男女共同参画課	
2	管理・監督職への女性登用促進	・係長以上の役付職員の男女比率を職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等の実施 ・管理・監督職への女性登用促進	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。	・市の役付職員(係長級以上)の女性比率 38.3% 参考 職員全体の女性比率 47.8%	A	◎	係長級以上の女性比率は、平成21年度の36.2%から38.3%に引き上げることができた。	人事課
3	女性職員の職域拡大	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、業務上の人員配置に配慮	・男女の偏りのない配置を行うことにより、女性職員の職域拡大に努める。	・市における女性職員(正職員)がいない職場 34か所/154(課+中間組織)	B	○	少数職場や消防、現業職場など女性職員の配置が困難な場合もあるが、長く女性職員がいなかった所属に女性を配置するなど、女性職員の職域拡大に努めた。	人事課
4	男女共同参画を進めるための職員研修の充実	・階層別職員研修の行政課題の項目として男女共同参画に関する研修を実施	階層別研修(本市の行政課題「男女共同参画社会への取組み」)の実施	・階層別研修(2回、89人)の実施	A	◎	階層別研修(本市の行政課題「男女共同参画社会への取組み」)の継続実施により周知を図った。	職員研修所
		・管理職及び男女共同参画推進員等研修を実施	・管理職及び男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員研修の実施 ・地区市民センター館長研修の実施	・管理職及び男女共同参画推進員研修(講演「多様な時代を乗り越える!! 企業の業績を上げる働き方」)を実施 ・男女共同参画推進員研修会(「男女共同参画の視点からみたメディア・リテラシー」) ・男女共同参画推進リーダー及び推進員研修を実施(2講座) ・地区市民センター館長研修の実施	A	◎	平成23年度より、管理職及び男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員等職員向けの研修を実施することができた。管理職については、ワーク・ライフ・バランスについて、推進員については、男女共同参画とその視点から見たメディアリテラシーについて研修を実施した。	職員研修所 男女共同参画課
		・男女共同参画についての研修会・会議等に派遣	・地方自治体女性職員交流研究会、北勢4市合同研修会等の派遣 ・県外開催の国立女性教育会館、市町村アカデミー研修には派遣することはできなかったが、県内の研修会、会議には派遣した	B	○	外部研修等へ継続して職員を派遣することができた。日本女性会議、国立女性教育会館、市町村アカデミー研修など、職員に必要と思われる研修に派遣することが概ねできた。	職員研修所 男女共同参画課	
5	各種団体、企業等への情報提供	・男女共同参画にかかる情報提供	・男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を行う ・情報提供先の拡充のため企業訪問等を行う	・国等の情報を配架し、市民等に提供するとともに、雇用実態調査の調査票送付時等機会を捉えて、事業所に対して国等の情報提供を行った。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組んだ。	A	◎	国等の情報を配架、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。	商業勤労課
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・男女共同参画週間の啓発 ・企業向け研修の実施 ・企業への情報提供	・情報紙はもありあへの記事の掲載 ・企業向けセミナーの開催(1回) ・企業訪問 3社	A	○	情報紙はもありあへの発送、企業向けセミナーの開催、企業訪問等により、情報提供を行うことができた。今後はワーク・ライフ・バランスについての更なる情報提供が必要。	男女共同参画課
6	女性リーダーの育成	・さんかくカレッジ、市民企画支援、働く女性支援等において女性リーダーを育成	・人材リスト登録者研修会の実施 ・さんかくカレッジ ・はもりあフェスタの開催 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座	・人材リスト登録者研修会の実施(1回) ・さんかくカレッジ(8企画18講座) ・はもりあフェスタの開催(2/20～2/22の3日間) ・電話相談ボランティア研修(4回) ・出前講座(3回)	A	◎	男女共同参画人材リスト登録者研修会をはじめ、さんかくカレッジ、市民企画講座、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等、女性リーダー育成のための講座を実施することができた。	男女共同参画センター
7	女性人材情報の収集と提供	・人材リストの充実及び活用促進	・人材リスト登録者研修会の実施 ・男女共同参画推進リーダー・推進員研修において、人材リスト活用促進を働きかける	・人材リスト登録者数 128名 ・人材リスト登録者研修会 1回 ・庁内調整会議、男女共同参画推進リーダー会議及び職員研修において、人材リストの活用促進を働きかけた。	A	○	人材リストの充実のため、内容の更新を行った。登録人数を増やすよう努めてきているが、近年伸び悩んでいる。また、人材リストの活用について少ないことから、登用率の低い審議会に対して更なる働きかけが必要。	男女共同参画課 人事課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価

- A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について

- ◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	・介護保険と高齢者施策の出前講座等の実施	出前講座等(地域における認知症サポーター養成講座を含む)の実施 ①介護予防普及啓発 ②認知症サポーター養成講座 ③高齢者虐待防止講座	①介護予防普及啓発講座 218回 ②認知症サポーター養成講座 38回 ③高齢者虐待防止講座 1回	B	○	介護予防教室(はつらつ健康塾)を各地区で展開し、認知症の普及啓発にも力を入れてきたが、平成26年度における高齢者虐待防止講座の実施が少なかったため、今後さらに力を入れることとした。	介護・高齢福祉課
2	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	・乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	①乳児保育 32園で実施 ②延長保育 24園で実施 ③一時保育 15園で実施 ④障害児保育 30園で実施 ⑤病児保育 1園で実施 ⑥休日保育 2園で実施 ⑦特定保育 13園で実施 保育園数 公立25園 定数 2,390人 私立26園 定数 2,345人	①乳児保育 32園で実施 ②延長保育 24園で実施 ③一時保育 15園で実施 ④障害児保育 30園で実施 ⑤病児保育 1園で実施 ⑥休日保育 2園で実施 ⑦特定保育 13園で実施 保育園数 公立25園 定数 2,390人 私立26園 定数 2,345人	A	◎	乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、充実させていくことができた。病児保育については、利用者数が増加傾向にあり、利用できないケースも発生していることから、新規施設の開設を検討する。	こども未来課 保育幼稚園課
3	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	・ファミリー・サポート・センター事業の充実	・会員数 1,400人 活動件数 3,100件	・会員数 1,451人 活動件数 2,986件	A	◎	PRの結果広く周知され、会員数は援助会員・依頼会員ともに増加し、様々なニーズに対応した活動を多く行うことができた。	こども未来課
		・学童保育の実施	・未設置小学校区での新規開設を支援 ・大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する	・大規模化している学童保育所の分割 4か所 (市内学童保育所数 計44)	A	◎	学童保育所の未設置小学校区への学童保育所設置の支援を行った。また、大規模化している学童保育所の適正規模化への分割の推進を行った。	こども未来課
4	子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実 ・未就学児や、その保護者に遊び場や交流の場の提供 ・積極的な子育て相談の実施	・子育て支援事業 21保育園で実施 利用者数 16,500人 子育て支援センターの利用者数 90,000人 子育て支援センターでの相談件数 2,300件 ・家庭児童相談室での相談件数 1,380件 ・発達総合支援室での相談件数 1,000件	・子育て支援事業 20保育園で実施 利用者数 14,869人 子育て支援センターの利用者数 101,728人 子育て支援センターでの相談件数 3,229件 ・家庭児童相談室での相談件数 1,307件 ・発達総合支援室での相談件数 1,090件	A	◎	子育て支援センターの設置を進め、子育て親子のニーズに応えていくことができた。保育園が行うあそぼう会を含め、子育て支援事業の利用者は増加傾向にあるため、今後も子育て支援センターの増設を進め、さらなる子育て支援事業の充実を図っていく。DVケースや発達支援に関わるケース等で関係課及び他機関とも連携を取り、情報共有しながら相談対応にあたることができた。	こども未来課 こども保健福祉課 保育幼稚園課
		・幼稚園での子育て支援事業・園づくり支援事業の実施	・幼稚園での子育て支援の実施	・幼稚園の施設や機能を地域に開放し、子育てに関する情報を提供したり、相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行った。 参加者組数 のべ12,950組	A	◎	地域に幼稚園の施設や機能を開放し、遊び場や交流の場を提供していくことで、積極的な子育て相談を実施していくことができた。	保育幼稚園課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価

- A 実施することができた
- B 概ね実施することができた
- C 一部しか実施できなかった
- D 実施できなかった

「5年間の評価」について

- ◎ 施策を推進することができた
- 概ね推進することができた
- △ あまり推進することができなかった
- × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
5	男女がともに育児を担うための実践的講座の実施	・育児学級「パパママ教室」の開催	・月1回実施。日曜実施日は、参加希望数によっては、午前・午後の2回実施(H26年度は、日曜日5日予定)	・年間17回実施 うち日曜日は5日(計10回)実施 参加者 計503人	A	◎	平日開催日を含めて父親の出産率は約92%。休日はほぼ100%父親も一緒に参加されており、出産後の父親の家事育児支援のための意識づけとなったほか、出産後の子育て支援サービスの利用にもつながっている。	こども保健福祉課
		・お父さんと遊ぼう会の実施	・単独型子育て支援センターにおけるお父さんの利用人数 年間180人 ・併設型子育て支援センターにおける「お父さんと遊ぼう」の実施 年間 158回 参加人数 812人 ・「お父さんと遊ぼう」開催時に「父親の子育て相談」を実施 併設型子育て支援センター 年間9回 単独型子育て支援センター 年間6回 計 年間15回 参加人数 480人	・単独型子育て支援センターにおけるお父さんの利用人数 年間 294人 ・併設型子育て支援センターにおける「お父さんと遊ぼう」の実施 年間 166回 参加人数 640人 ・「お父さんと遊ぼう」開催時に「父親の子育て相談」を実施 併設型子育て支援センター 年間 9回 単独型子育て支援センター 年間 6回 計 年間 15回 参加人数 512人	A	◎	子育て支援センターの父親の利用を啓発し、利用人数を増加させることができた。子育て支援センターの父親の利用を進めることにより、母親に自分の時間ができたり、父母が共に子育てすることで悩みを共有し、育児不安の軽減を図ることができた。	こども未来課
		・男性の子育てに関する講座の実施	・父親の子育てマスター養成講座の実施 公開講座受講者 100名 養成講座修了者 20名 ・父親の子育て相談員による相談活動 開催回数 15回 相談員数 延べ70人 相談件数120件 ・ファザリング全国フォーラムの開催 (開催地:四日市市)	・父親の子育てマスター養成講座の実施 公開講座受講者 59名 養成講座修了者 13名 ・父親の子育て相談員による相談活動 開催回数 16回 相談員数 延べ72人 相談件数 132件 ・ファザリング全国フォーラムの開催 (開催地:四日市市)	A	◎	父親の育児参画を推進するため、男性を対象とした「父親の子育てマスター」養成講座を実施し、平成22年度から平成26年度までで計86名をマスターとして認定した。また、父親の子育てマスターをよかパパ相談員として土曜日等に各支援センターに派遣し、利用者に対して父親目線による相談業務や絵本の読み聞かせ等を行ったほか、ファザリング全国フォーラム等の父親の子育ての推進にかかわるイベントの参画、企画を行った。	こども未来課
		・こどもさんかくカレッジの実施	・こどもさんかくカレッジの実施(1回)	A	◎	5年間で毎年1回は父親向けの講座を企画開催することができ、またそれ以外にも親子で参加できる講座を開催することができた。父親の子育てマスター養成講座の修了者による講座を開催することもできた。	男女共同参画センター	
		・さんかくカレッジでの講座の実施	・さんかくカレッジでの講座の実施(1企画3講座)	A	◎	5年間で毎年1回は男性向けの料理教室を開催し、料理がはじめての方でも参加しやすいように設定したことにより、毎年定員を超える申し込みがあった。また、料理教室に男女共同参画の講座をプラスし、啓発も行うことができた。	男女共同参画センター	
6	高齢期における男女の自立のための講座の実施	・男性のための料理教室の開催	・男性カレッジ「はじめての台所」の開催	・男性カレッジ「はじめての台所」(1企画4講座)	A	◎	5年間で毎年1回は男性向けの料理教室を開催し、料理がはじめての方でも参加しやすいように設定したことにより、毎年定員を超える申し込みがあった。また、料理教室に男女共同参画の講座をプラスし、啓発も行うことができた。	男女共同参画センター
7	介護サービス情報の提供と相談の充実	・各在宅介護支援センター、地域包括支援センターで情報提供・相談の実施	・各在宅支援センター(市内26カ所)及び各地域包括支援センター(市内3カ所)での情報提供、相談の実施	・在宅支援センター相談支援実績:50,002件 ・包括支援センター相談支援実績:28,351件	A	◎	在宅介護支援センターを26箇所及び地域包括支援センターを3箇所に配置し、相談支援を通じて介護サービス等の情報提供ができた	介護・高齢福祉課
8	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	・ワーク・ライフ・バランスの推進	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 ・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を男女共同参画庁内調整会議で検討する	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 ・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を人事課と協議	B	○	平成23年度より、企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、またタイムマネジメント研修等を実施した。ワーク・ライフ・バランスに関心のある企業や事業所には参加いただけたが、それ以外の企業・事業所への啓発が課題。	男女共同参画課
		・男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の実施	・男女がいきいきと働き続けられる企業表彰を実施する	・1社の表彰を実施した。	A	◎	制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。	商業勤務課
		・市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進及び月平均30時間を超える長時間職場の解消	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の整備に努める。 ・恒常的な長時間残業の解消のため、対策を講じる。	・市職員年休取得数 10.1日/年 時間外の実績 21.8時間/付 30時間/月以上の所属 39所属 ・市職員育児休業取得者数 113人 ・介護休暇取得者数 2人	B	○	時間外勤務は平成21年度の月平均19.0時間から21.8時間へと増加している状況であるが、所属長への個別指導を行ったり、週休日の振替の徹底を指導するなどの時間外勤務の削減対策を行った。 育児休業・介護休業取得者数については大きな変化はないが、各種制度の周知を図り、育児休業等の取得促進に努めた。	人事課
		・総合評価方式入札において育児休業制度導入の企業の優遇	総合評価方式入札で育児休業制度の規定がある場合、評価点を加点	・年間で実施したすべての総合評価方式入札で育児休業制度の規定がある場合、評価点を加点。	A	◎	評価基準において加点对象としたことで、入札参加者に対し、育児休業制度への意識を高めることができた。	調達契約課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
9	労働関係法の普及と啓発	・男女共同参画にかかる国・県などの情報提供	・国等のパンフレットを関係機関に送付する ・情報提供先の拡充のため企業訪問等行う	・国等の情報を配架し、市民等に提供するとともに、雇用実態調査の調査票送付時等機会を捉えて、事業所に対して国等の情報提供を行った。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組んだ。	A	◎	国等の情報を配架、事業所への送付を通じて労働関係法等の普及と啓発に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。	商業勤労課
		・情報紙はもろあによる情報提供の実施 ・はもろあ四日市ホームページによる情報提供の実施	・情報紙はもろあによる情報提供の実施(12回) ・はもろあ四日市ホームページにて啓発 ・お仕事探しセミナー(ハローワークと共催)による啓発	A	◎	雇用機会均等法などの情報を、情報紙はもろあ、はもろあ四日市ホームページによる情報提供を行ったほか、平成25年度よりハローワークとの共同開催によるお仕事探しセミナーにて、セクハラ、育児休業法などの啓発を行った。	男女共同参画課	
		・雇用実態調査で男女共同参画に関するアンケートを実施	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を男女共同参画課と協議しながら、必要に応じて調査する	・雇用実態調査で、女性管理職登用の状況など、男女共同参画に関する項目を挿入した。	A	◎	男女共同参画課と協議しながら、適切に施策を推進した。	商業勤労課
10	労働に関する各種講座の開催	・ワーク・ライフ・バランスなどに関するセミナーを実施	・女性のための再就職応援講座の開催 ・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ・企業向けワーク・ライフ・バランスの事前講座の実施	・女性のための再就職応援講座 1回(ハローワークと共催) ・女性のためのプチ起業応援講座の開催(三重県との共催) ・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	A	○	女性のための就職応援講座、起業応援講座等を開催し、5年間で延べ441人の参加を得た。平成23年度より企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、またタイムマネジメント研修等を実施した。しかし企業向けの事前講座を実施するまでには至らなかった。	男女共同参画センター
		・男女雇用機会均等法にかかる国などの情報提供	・国等のパンフレットを関係機関に送付する ・情報提供先の拡充のため企業訪問等行う	・国等の情報を配架し、市民等に提供するとともに、雇用実態調査の調査票送付時等機会を捉えて、事業所に対して国等の情報提供を行った。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組んだ。	A	◎	国等の情報を配架、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。	商業勤労課
11	企業と市民に向けての情報提供	・ホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介事例を掲載	・はもろあ四日市ホームページにて市内のワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介	・はもろあ四日市ホームページにて市内のワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介	B	○	はもろあ四日市ホームページにて、新たなワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介することはできなかったが、ワーク・ライフ・バランス力向上セミナーで、市内、市外の推進企業の代表者からそれぞれの取り組みを紹介してもらった機会を提供することはできた。	男女共同参画センター
		・ハローワーク、マザーズコーナー四日市と連携し、求人情報や講座の情報提供 ・労働相談機関の情報提供	・ハローワークが発行する求人情報を配架し、提供する ・より広く情報提供を行えるよう検討する	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、迅速に全庁に提供するとともに、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、女性の就業機会の拡充に取り組んだ。	A	◎	毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、迅速に全庁に提供するとともに、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	商業勤労課
12	女性の就業機会の拡充	・ハローワーク、マザーズコーナー四日市、みえチャレンジプラザと連携し、求人情報や講座の情報提供 ・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・再就職応援講座を実施する ・はもろあフェスタでチャレンジショップを開催する	・お仕事探しセミナー開催(1回)ハローワークとの共催 ・はもろあフェスタでチャレンジショップを開催(1回)	A	◎	女性のための就職応援講座、起業応援講座等を開催し、5年間で延べ441人の参加を得た。はもろあフェスタにて、起業を目指す女性のためのチャレンジショップとして、チャレンジショップを開催し、5年間で延べ167件の出店があった。	男女共同参画センター
		・就職セミナーや職業能力開発講座の開催	・引き続きセミナーおよび求職者資格取得助成金を実施するとともに、より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行った。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行った。さらに、四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。	A	◎	求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行った。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、適切に施策を推進した。さらに、四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。より就職に有利な資格への助成については、四日市公共職業安定所や男女共同参画課などの女性の就労を支援する機関に聞き取りを行うなど、検討を進めてきたが、比較的短期間かつ安価で取得できる資格で、女性の就労促進に有効な資格を特定できなかったことから、引き続き、関係機関と連携して検討を進める。	商業勤労課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
14	女性起業家への支援	・起業のための情報提供 ・新規独立開業資金融資等の支援制度を広報	・商工会議所で開いている創業カフェなどへの参加を案内するなど起業のための情報提供を行い、融資等支援制度を広報するとともに、新規独立開業資金融資の斡旋を行う ・より広く制度の広報を行えるよう検討する	・市役所に創業に関する相談窓口を設置し、商工会議所など創業支援団体と連携し、融資等支援制度や創業カフェなどの情報提供など、起業のための支援を行った。また、起業のための情報を広報よっかいちに掲載し、広く周知を図った。	A	◎	市役所に創業に関する相談窓口を設置し、商工会議所など創業支援団体と連携し、融資等支援制度や創業カフェなどの情報提供をするとともに、起業のための情報を広報よっかいちに掲載し、広く周知を図るなど、起業のための支援に関し、適切に施策を推進した。	商業労務課
		・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・はもりあフェスタでのチャレンジショップの開催 ・起業応援講座の開催 ・起業に役立つ情報のパンフレット等を設置	・はもりあフェスタでのチャレンジショップの開催(1回) ・起業応援講座の開催(1回) ・起業に役立つ情報のパンフレット等を設置	A	◎	女性のための就職応援講座、起業応援講座等を開催し、5年間で延べ441人の参加を得た。 はもりあフェスタにて、起業を目指す女性のためのチャレンジする場として、チャレンジショップを開催し、5年間で延べ167件の出店があった。	男女共同参画センター
15	女性の経営への主体的な参画促進	・家族経営協定の締結促進 ・農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 ・女性認定農業者の育成	・家族経営協定の締結促進 ・農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 ・農業委員の改選時に女性委員の増加を目指す ・女性認定農業者の育成	・家族経営協定の締結数 26家族 ・農村女性アドバイザー 14人 ・農村女性アドバイザー、行政機関との会議に出席・農業委員 女性3人/全体38人 ※基幹的農業従事者(2010農林業センサス) 男:1,575人 女:1,126人 計:2,701人 ・女性認定農業者 19人	B	○	家族経営協定締結数、農村女性アドバイザー、女性農業委員は増加しており、概ね推進することができた。	農水振興課 農業委員会事務局
16	専門知識の習得と能力開発などへの支援	・パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・経営研修会・簿記研修(入門・フォローアップ)の参加者数 21人	A	◎	経営研修会、簿記研修(入門・フォローアップ)の参加者数は増加傾向であり、推進することができたと思われる。	農水振興課 農業委員会事務局

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題3 地域社会での男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	地域活動への積極的な参画を促すための意識づくり	・情報紙「はもりあ(男女共同参画センターだより)」の発行 ・地域で活躍できる女性リーダーの育成 ・男性カレッジ修了生による新規グループ立ち上げの支援	・情報紙「はもりあ」の組回覧実施 ・出前講座の実施 ・市民企画によるさんかくカレッジの支援 ・地区市民センター職員等への研修を実施 ・地域づくりへの女性の参画を進めるための事業をNPOと協働で実施(各地区への働きかけ、地区での取組支援、出前講座の実施など)	・情報紙「はもりあ」の組回覧実施(年2回) ・出前講座の実施(3回) ・市民企画によるさんかくカレッジの支援(3グループ) ・地区市民センター館長への研修を実施(1回) ・地域づくりへの女性の参画を進めるための事業を地区市民センター、自治会、NPOなどと協働で実施(各地区での講演会6回)	A	◎	地域づくりを行う地区市民センター職員等に対して毎年研修を実施した。また、平成24年度には自治会長への女性の登用を進めるための事業として、NPOと協働で、自治会へのアンケート等を実施した。さらに、平成25年度からは自治会、NPO、市と協働で、防災を切り口にした男女共同参画の視点をまちづくりに取り入れる必要性の啓発を実施。2年間で10地区で講座を開催した。	男女共同参画課
2	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任	・男女がともに地域で活動を担っているよう啓発	・昨年度に引き続き、女性向けの防災セミナーを実施し、地域防災における男女共同参画の啓発活動を行う。	・女性向けの防災セミナーである、防災・減災女性セミナーを年9回開催した。 ・防災大学・ステップアップ講座と合わせた講座を実施した。	A	◎	防災・減災女性セミナーの回数を増やすことができた。他の防災講座と合同の講座を実施する事ができた。	危機管理室
		・自治会長へのアンケート実施等に協力する ・男女がともに地域の活動を担えるよう啓発を行う	・自治会長へのアンケート実施等に協力する ・男女がともに地域の活動を担えるよう啓発を行う	・自治会長 女性30人/732人	A	◎	自治会長への女性登用促進に向けた課題等の聞き取りに協力をおこなった。また、女性自治会長の割合も増加した。	市民生活課
		・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・PTA会長 小学校 15人/38校 中学校 6人/22校	B	○	働きかけをしていなかで、小・中学校の女性会長の人数が増加した。今後とも促進していく。	社会教育課
3	家庭や地域生活への参画を可能にする職場環境づくり	・家庭や地域活動への参画を可能にする職場環境づくりに向け、国などのパンフレットを企業等関係機関に送付	・引き続き国等のパンフレットを関係機関・企業へ送付しつつ、企業訪問等で情報提供先の拡充を行う	・国等の情報を配架し、市民等に提供するとともに、雇用実態調査の調査票送付時等機会を捉えて、事業所に対して国等の情報提供を行った。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組んだ。	A	◎	国等の情報を配架、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。	商業勤労課
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 ・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を庁内調整会議等で検討する	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 ・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を人事課と協議 ・企業訪問 3件	A	○	平成23年度より、企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、またタイムマネジメント研修等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行った。ワーク・ライフ・バランスに関心のある企業や事業所には参加いただけが、それ以外の企業・事業所に啓発していくことが課題。	男女共同参画課
4	各種ボランティア・NPO等との連携による男女共同参画	・市民活動センターを市民活動団体の拠点施設として提供するとともに、情報提供を行う ・男女がともに地域でまちづくり活動に参画できるよう、財政面も含め支援	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う	・市民活動団体の拠点施設として、市民活動センターを提供し、また、情報提供を行った。 ・男女共同参画に関わるNPO:17 ・個性あるまちづくり支援事業費補助金交付団体:9	A	◎	市民活動団体の拠点施設として、市民活動センターを提供し、また、情報提供を行うことができた。市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行うことができた。	市民協働安全課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題4 国際社会に対応した男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	諸外国の女性問題理解のための教育・啓発の推進	・国際社会における男女共同参画の情報発信	・情報紙「はもりあ」による情報提供 ・はもりあ四日市ホームページによる情報提供	・情報紙「はもりあ」毎月発行(約2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年2回、6月、11月) ・ホームページによる情報提供	A	○	国際社会における日本の男女共同参画の状況を、ジェンダーギャップ指数などを用いて発信した。また、海外で取り入れられているクォーター制やバリエタなどの制度の紹介を行った。	男女共同参画センター
		・国際交流事業、国際理解講座の実施	・姉妹都市米国ロングビーチ市交換学生・教師(トリオ)の派遣において、女性参加者も選出していく	・姉妹都市米国ロングビーチ市交換学生・教師(トリオ)の派遣において、女性参加者を選出した。(3名中3名)	A	◎	トリオの受け入れに際し、本市滞在中に行った、「高校生による市内案内」や「高校訪問」の場において男女共同参画の視点を取り入れ、交流を深めることができた。また、派遣においては女性参加者を選出した。	秘書課
2	在住外国人女性への支援	・外国人市民への情報提供 ・NPOやボランティアの育成や支援 ・関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) ・外国人市民向けの相談体制の充実	・DVなど緊急時通訳派遣 ・多文化共生サロンで多文化共生に係る情報提供と行政等への窓口案内におけるポルトガル語等対応可能な女性職員の配置 1人 ・国際交流センターにおける中国語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 3人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1人	・緊急時の通訳派遣1件(フィリピン語) ・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 ・国際交流センターにおける英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の職員の配置 4名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名	A	◎	多文化共生サロン、国際交流センター等において、母語による情報提供等を行うことができた。	市民生活課(多文化共生推進室)
3	多文化共生の推進	・男女共同参画の視点を持った多文化共生推進事業の実施	・多文化共生事業 多文化共生サロンや四日市国際交流センターが実施する生活講座、ふれあい事業及び異文化理解講座や交流事業、及び多文化共生推進事業において、男女共同参画推進の図られる内容を含めて、事業を実施する	・多文化共生事業 性教育をテーマに生活講座を実施(1回) 料理教室をふれあい講座として実施(1回) ほか、翻訳や通訳等に際しても男児共同参画の視点を持って実施した。	A	◎	性別や国籍に関わらず、だれもが参加できる講座を企画し、男女共同参画の視点を持った多文化共生推進事業を行うことができた。	市民生活課(多文化共生推進室)

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った個人の尊重

指標 「DV防止等女性の人権に関する事項や生涯を通じての健康管理に関わる事項の広報回数」

基準値 (平成 21 年度実績値)	5 回
実績値 (平成 22 年度)	7 回
(平成 23 年度)	15 回
(平成 24 年度)	16 回
(平成 25 年度)	18 回
(平成 26 年度)	16 回
目標値 (平成 26 年度)	10 回

指標の設定について:

男女共同参画の視点から女性の人権を守ることや女性の生涯を通じた健康管理の大切さを男女ともに認識することが重要であるため、講座開催、広報紙発行等による啓発の回数を指標に設定した。

1.〔平成26年度の評価〕

目標値設定と実績評価:

目標値については、DV相談は増加をしているものの、まだ潜在化しているものと考えられるため、更なる情報提供が必要と考え、基準値の倍増の数値を目標として設定した。

実績については、これまでのDV防止に関わる情報提供に加え、昨年度に引き続き女性の健康管理に関する講座を実施し、市内の中学校、高校、大学等でデートDV予防教育出前講座を11か所11回実施することができた。

今後も、女性の生涯を通じた健康管理に関する情報提供を継続していく他、若年者向けのデートDV予防教育出前講座を継続実施し、子どもも含め広く市民に女性の人権についての啓発を進めて行く必要がある。

【実績内訳】

広報よっかいち	: 2回
FMよっかいち	: 1回
健康講座開催	: 1回
DV防止講演会の開催	: 1回
デートDV予防（ジェンダー平等） 教育出前講座開催	: 11回

(1) 重点課題とプラン・施策の方向(男女共同参画プランよっかいちより抜粋)

●重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

①DV防止の啓発とDV被害者への対応

種々の相談のなかでも特にDV相談は相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子どもへの虐待をとまなっている場合があります。このように、深刻化するDV被害に対応するため、平成25年3月に四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画を策定し、関係機関との連携強化、被害者等への相談支援体制の強化に取り組むとともに、性別に起因するあらゆる暴力を許さないという意識を広げ発生を防止することなど、様々な観点からの対策を計画に基づき進めていきます。

②性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等防止の啓発

性的な嫌がらせ等の発生を防ぐために、関係機関と連携して、市民や事業者に対して啓発に取り組みます。

③メディア等における男女の人権尊重

ポスター、広告、インターネットなどを通じて公衆に表示・提供される情報は、人々の意識に大

きな影響を与えます。男女の固定的な役割分担意識や女性に対する偏見、暴力などを助長することがないよう、啓発などに努めます。

●重点課題2 「自立への支援」

①相談体制の充実

関係機関との連携を強めるとともに、相談員の資質の向上を図り相談体制を充実させていきます。

②単身女性・ひとり親家庭の生活安定と自立支援

特に、経済的、精神的にも負担の大きい単身女性やひとり親家庭の生活安定と自立支援に向けた取組を進めます。

●重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

①生涯を通じた男女の健康づくり

市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、生涯を通じた男女の健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

②思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供などを通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくりを支援していきます。

(2)主な取り組み状況

●重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

①配偶者等による暴力防止に向けた市民啓発講座を昨年度に引き続き実施した他、平成26年度は、男女共同参画課と教育委員会及び三重県男女共同参画センターとの協働で市内の中学校、高校、大学等及び教職員向けにデートDV予防講座を11か所にて11回実施し意識啓発を図った。【コード:1・6】

②平成26年度のDVにかかる相談件数は2,086件で、相談全体の約6割を占めた。DV被害者の支援のため、「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を開催する等、関係機関との連携強化を図った。また、精神的に負担を感じている女性等に対して自立支援のための自己尊重講座を開催した。【コード:2・3】

●重点課題2 「自立への支援」

③DV相談をはじめとする女性のための相談体制充実のため、相談員の資質向上のための研修の充実等を行った。また、弁護士や臨床心理士、精神科医師や精神保健福祉士などの専門家による相談も実施した。また、母子家庭の経済的自立を支援するための講座の開催や、母子家庭、父子家庭に対する市営住宅の優先抽選を実施し、当選確率を高めるよう配慮した。【コード:1・2・5】

④相談関係の各所属が相互に連携し、スムーズな相談対応に努めた。また、市広報やホームページ、パンフレットや母子健康手帳別冊への相談窓口掲載、啓発品の活用、街頭啓発を行ったほか、デートDV予防教育出前講座において、すべての参加者に相談窓口記載のパンフレットを配布し、相談窓口の周知に努めた。【コード:3・4】

●重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

⑤女性特有のがんに対する検診や妊娠・出産・育児についての相談、妊婦健康診査、妊産婦・乳幼児訪問指導等の各種サービスの無料実施、また男女共に健康増進、生活習慣病予防、介護予防等の実践活動の拡大を図るため、地区で活動する様々な団体へ、市の保健事業や健康ボランティアを紹介した。【コード:1・3・4・8】

- ⑥小中学校において、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導を継続して行った。また、性感染症出前授業として四日市市保健所保健予防課と共同して中学校(1校)小学校(1校)の児童生徒を対象に行った。【コード:5・6】

2、〔計画5年間の評価〕

●重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

- ①毎年開催してきたDV防止講演会については、参加者数が5年間で174名にとどまった。また、平成24年度から実施したデートDV予防教育出前講座については、3年間で27回、3,963名の中学生、高校生、大学生、教職員等が受講した。中学校、高校の開催が少なかったことから、今後も開催を呼びかけていく。【コード:1・6】
- ②DV相談を5年間で8,792件受け、そのうち一時保護57件、保護命令22件の支援を行った。また、平成24年度より、ありのままの自分を尊重し受け入れ、自分自身を見つめ直す機会とすることを目的とした自己尊重講座を開催した。【コード:2・3】

●重点課題2 「自立への支援」

- ③相談員の資質向上及びメンタルケアのため、スーパービジョン研修の回数を増やすとともに、5年間で弁護士による法律学習会を20回、人権カウンセラー養成講座を20回開催し、相談員の資質向上につなげることができた。また、弁護士相談は5年間で延べ187人、臨床心理士相談は4年間で延べ136人の相談を受け、精神科医師や精神保健福祉士相談についても、きめ細かく周知した結果、相談件数は増加した。【コード:1・2・5】
- ④必要に応じて、福祉事務所、教育委員会、県、警察、他市町村の婦人相談員、福祉事務所、施設等と連携を図り、相談者の安全確保と自立支援に努めた。また、広報については継続的に実施することができた。相談窓口案内カードの設置場所については、平成25年度より民間の事業所に設置依頼し、一部のコンビニに協力いただくことができた。【コード:3・4】

●重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

- ⑤各種健(検)診を実施し、無料クーポン券の配布などにより受診率の向上を図ることができた。また、地域で活動する団体に広く周知を行ったことにより、新たに健康づくりに取り組むきっかけを作ることができた。【コード:1・3・4・8】
- ⑥各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また、出前講座を小学校へも呼びかけ、実施することができた。【コード:5・6】

3、〔事業実施自己評価と5年間の評価〕

※別表「男女共同参画プランよっかいち進捗評価調査表(基本目標Ⅲ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題1 性別に起因するあらゆる暴力の根絶

「進捗状況」についての担当課による評価

- A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

「5年間の評価」について

- ◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	女性に対する暴力防止のための市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> DV防止講演会の開催 DVに関する出前講座の実施 デートDVについての学習機会やDV防止法改正に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止講座の実施 出前講座の実施 教育機関と連携し、若年層を対象としたデートDV防止講座の実施 人権フェスタでの展示 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止講座(1回) 出前講座の実施(1回) 教育機関と連携し、若年層を対象としたデートDV予防教育出前講座の実施 11回(中学校6回、高校2回、大学2回、教職員1回) 人権フェスタでの展示 	B	○	毎年開催してきたDV防止講演会については、参加者数が5年間で174名にとどまった。平成24年度からの3年間で27回、3,963名の中学生、高校生、大学生、教職員等に対し、デートDV予防教育出前講座を実施することができた。中学校、高校での開催が少なかったことから、今後も開催を呼びかけていく。	男女共同参画センター
2	被害者への支援	被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> DV相談・被害者支援の実施 DV防止基本計画の進捗管理 自己尊重講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> DVにかかる相談件数 2,086件(一時保護件数10件、保護命令件数5件) DV防止基本計画の進捗管理を実施 自己尊重講座(1企画3講座) 	A	◎	5年間でDV相談8,792件、一時保護57件、保護命令22件の支援を行った。平成24年度より、ありのままの自分を尊重し受け入れ、自分自身を見つめ直す機会とすることを目的とした自己尊重講座を開催した。	男女共同参画センター
		DV被害者の施設入所	<ul style="list-style-type: none"> 暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設)など、自立に向けた支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者及びその児童に対し母子生活支援施設入所措置を行い、その後当該入所者に対し自立に向けた支援も行った。 	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		DV被害者の市営住宅への優先入居	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者への住宅については、災害などの災害用住宅を活用し対応している。対象者からの相談により入居を行った。 	A	◎	他部署と連携しながら、住宅の供給を行った。	市営住宅課
3	関係機関との連携の強化	ネットワーク会議への参画等連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 県内婦人相談所管内所属との連携 三重県婦人相談員連絡協議会への参画 四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 人権にかかる相談ネットワーク連絡会に参画 	<ul style="list-style-type: none"> 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) 婦人保護主管係長会議出席 婦人相談員連絡協議会出席 四日市地域DV防止会議出席 人権にかかる相談ネットワーク連絡会出席 	A	◎	各種ネットワーク会議に参加し、関係機関との顔の見える関係づくりに努めた。	男女共同参画センター
		女性相談所、警察、民生委員児童委員等関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 相談にかかる研修への参加 四日市市子ども虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止講演会への参加 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 委員会 2回 推進委員会全体会 2回 実務者会議 6回 ケース会議 95回 	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
4	セクシュアル・ハラスメントの防止	パンフレット、ビデオ、図書などによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、ビデオ、図書等を活用した情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットの設置 相談先の案内、資料の提供 	B	○	パンフレット、ビデオ、図書等による情報提供のほか、相談先についても三重労働局雇用均等室と協力して周知を行った。	男女共同参画センター
		セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための市職員に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う。また、相談及び発生があれば適切に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメント相談等処理委員会相談件数 0件 セクハラ発生件数 0件 	A	◎	研修等を通じて、「四日市市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」の制度周知を行うとともに、相談及び発生があれば適切に対応できるよう努めた。	人事課
5	メディア・リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> 行政刊行物等への表現の配慮 メディア・リテラシーを高める講座等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> メディア・リテラシー講座を実施する 情報紙「はもりあ」等での啓発を実施する 職員研修の中でメディアリテラシーについての啓発を行う 	<ul style="list-style-type: none"> メディア・リテラシー講座 1回 情報紙「はもりあ」での啓発 職員研修での啓発 	A	◎	職員研修所と協力し、階層別研修などで職員研修を実施した。また、男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員及び市民向けにメディアリテラシー研修等を実施した。(4年間で延べ214人参加)	男女共同参画センター

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題1 性別に起因するあらゆる暴力の根絶

「進捗状況」についての担当課による評価

- A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

「5年間の評価」について

- ◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
6	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・ピンクチラシの撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導等による見守り活動 ・教職員・保護者を対象とした有害情報対策研修会の開催 ・啓発パンフレット等の作成・配布 ・小中学生・保護者・地域住民を対象とした出前講座(eネット安心講座)の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導等による見守り活動 年間のべ373回 ・有害情報対策研修会(8月)の開催 ・出前講座の開催 年間 67件 	A	◎	<p>中央補導員、三泗地区広域補導員を中心に、警察等と協働して見守り活動を実施できた。</p> <p>ネットトラブルをはじめとした有害情報対策については、常に最新の情報を収集しつつ新たな問題事例を確認し、研修会や出前講座等の内容に反映させていくことができた。</p> <p>「親子で考えよう ケータイ・スマートフォンの正しい使い方」という啓発リーフレットを作成し、市内の5歳児から15歳までの園児・児童・生徒に配付した。併せて、携帯電話販売店に啓発リーフレットの配架と「家庭のルールづくり」や「フィルタリングの設定」について説明を依頼した。</p> <p>昨今、公衆電話の設置がほとんどなく、ピンクチラシの撤去は行う必要がなくなった。青少年の健全育成を阻害する環境として、ネットの問題があり、その点を中心に推進してきた。</p>	こども未来課 (青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	相談員の研修	・スーパービジョンの実施	・スーパービジョンの実施 ・相談員の外部派遣研修 ・電話相談ボランティア研修	・スーパービジョン研修の実施 48回 ・相談員の外部派遣研修 10回 ・電話相談ボランティア研修 4回	A	◎	相談員の資質向上及びメンタルケアのため、スーパービジョン研修の回数を増やし、また、外部研修に派遣するように努めた。	男女共同参画センター
		・弁護士による法律相談及び学習会 ・人権カウンセラー養成講座	・弁護士による法律相談及び学習会 法律相談 8回 法律学習会 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 5回	・弁護士による法律学習会:4回 ・人権カウンセラー養成講座:4回 ・公開講座・合同学習会:2回	A	◎	5年間で弁護士による法律学習会を20回、人権カウンセラー養成講座を20回を開催し、相談員の資質向上につなげることができた。公開講座・合同学習会は人権擁護委員や民生児童委員等を中心に、5年間で12回開催することができた。	人権センター
2	専門家による相談の充実	・女性弁護士、臨床心理士による相談の実施	・女性弁護士による弁護士相談の実施 ・女性臨床心理士相談の実施	・女性の弁護士による弁護士相談 23人 ・女性の臨床心理士相談 延べ47人	A	◎	弁護士相談は5年間で延べ187人、臨床心理士相談は4年間で延べ136人の相談を受けた。	男女共同参画センター
		・精神科医師による相談の実施 ・精神保健福祉士による相談の実施	・精神科医師による相談の実施 ・精神保健福祉士による相談の実施	・精神科医師の相談 延64件 ・精神保健福祉士の相談 延132件	A	◎	相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した。	保健予防課
		・母子保健事業の継続実施 (H25年度と同様) ①デンタルマタニティ・スクール ②乳幼児食教室 ③歯ハハの教室 ④育児相談 ⑤妊産婦・乳幼児訪問指導 ⑥電話相談・来所相談 ⑦保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談	①デンタルマタニティ・スクール 12回実施 計 81人 ②乳幼児食教室 30回実施 計 746人 ③歯ハハの教室 48回実施 計 1,584人 ④育児相談 22回実施 計 1,704人 ⑤妊産婦・乳幼児訪問指導 計 5,178件 ⑥電話相談・来所相談 計 818件 ⑦保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談 計 718件	A	◎	相談内容に応じて、家庭児童相談室、発達総合支援室等と連携し、支援が途切れることのないように、相互に連絡調整を行いながら、対応できた。	こども保健福祉課	
		・人権センター相談員による相談の実施	・人権センター相談員による人権相談を継続する	・相談件数:318件	A	◎	5年間で771件の相談実績があり、相談件数は年々増加傾向にある。引き続き相談体制を維持するとともに、相談員間の連携を図っていく。	人権センター
3	関係機関との連携強化	・相談ネットワーク連絡会を継続して開催する	・相談ネットワーク連絡会を継続して開催する	・相談ネットワーク連絡会:4回	A	◎	5年間で17回、年3、4回の連絡会を開催した。連絡会ではより適切な窓口で対応できるように、窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図ることができた。	人権センター
		・相談内容によって関係機関と連携を図る	・相談内容によって関係機関と連携を図る	・相談内容によって関係機関と連携を図った	A	◎	相談内容によって関係機関と連携を図ってきた	市民生活課
		・引き続き、国際交流センターや多文化共生サロンにおいて、外国人市民の相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく	・引き続き、国際交流センターや多文化共生サロンにおいて、外国人市民の相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく	・国際交流センターや多文化共生サロンにおいて、相談者である外国人市民と話し合いながら、必要に応じて関係機関へつないだ。	A	◎	相談内容に応じて関係機関の窓口を周知することができた。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		・相談内容に応じて関係機関と連携を図る	・相談内容に応じて関係機関と連携を図る	・相談者の安全確保と自立支援をスムーズに行うため、相談内容に応じて、関係各機関との連携を図った	A	◎	必要に応じて、福祉事務所、教育委員会、県、警察、他市町村の婦人相談員、福祉事務所、施設等と連携を図り、相談者の安全確保と自立支援に努めた。	男女共同参画センター
		・国の「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく ・市役所3階にハローワークの機械を2台設置、ハローワーク職員にも常駐いただき、保護受給者の求職活動に関して、ハローワークと一体となった支援を行う。	・国の「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく ・市役所3階にハローワークの機械を2台設置、ハローワーク職員にも常駐いただき、保護受給者の求職活動に関して、ハローワークと一体となった支援を行う。	・従来からの関係各機関との連携に加え、ハローワーク常設窓口の設置に伴い、ハローワークとの連携をより強化したワンストップ型の一体的な就労支援を行えるようになった。	A	◎	従来からの関係各機関との連携に加え、ハローワーク常設窓口の設置や生活困窮者自立支援法施行に向けた連携強化により、生活保護受給者のみならず、広く生活困窮者への一体的な支援体制を強化することができたため。	保護課
		・相談内容によって関係機関と連携を図っていく	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく	・相談内容によって関係機関と連携を図った	A	◎	相談内容によって関係機関と連携を図った	介護・高齢福祉課
		・引き続き、相談内容に応じて関係機関との連携を行う	・引き続き、相談内容に応じて関係機関との連携を行う	・相談内容を正確に把握し、関係機関との連携を行った。	A	◎	相談内容を正確に把握し、関係機関との連携を継続して行うことができた。	障害福祉課
		・引き続き、相談内容に応じて、関係機関と随時連携を図る	・引き続き、相談内容に応じて、関係機関と随時連携を図る	・相談者の状況に応じ、必要な支援につなぐため、関係機関と連携を図った。	A	◎	相談者の状況に応じて、随時関係機関と連絡調整し、必要な支援につなげることができた。	こども保健福祉課
・相談内容により関係機関と連携を図っていく	・相談内容により関係機関と連携を図っていく	・関係機関と連携し対応した	A	◎	相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った	保健予防課		

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
			・相談内容に応じて関係機関との連携を図っていく。	・相談内容に応じて関係機関との連携を図った。	A	◎	相談内容に応じて、関係機関と連携を図り対応した。	健康づくり課
			・相談内容に応じて関係機関と連携を図りつつ相談事業を行う	・相談内容に応じて関係機関と連携を図ることができた。	A	◎	関係機関と連携を強化し、複雑化している相談内容に対応できた。	こども未来課 (青少年育成室)
			・相談内容に応じて関係機関との連携を図っていく。	・相談内容に応じて関係機関との連携を図った。	A	◎	相談内容に応じて関係機関との連携を図った。	教育支援課
4	相談窓口の周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知するとともに、イベント等での周知を図る	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った	A	◎	市広報では定期的に、ホームページでは継続的に相談窓口について周知を図った。また、パンフレットに相談窓口を掲載し、適宜配布して周知を図った。	人権センター
			・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した	A	◎	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知してきた	市民生活課
			・市広報、情報紙「はよりあ」、パンフレット、ホームページ等での周知 ・市の関連施設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置	・市広報 相談欄12回掲載、情報紙「はよりあ」4回掲載(うち2回全戸回覧)、パンフレット、ホームページ等で周知 ・市の関連施設・一部のコンビニの女性トイレに相談窓口案内カードを設置	A	◎	広報は継続的に実施することができた。相談窓口案内カードの設置場所については、平成25年度より民間の事業所に設置を依頼し、一部のコンビニに協力いただいた。	男女共同参画センター
			・国の「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく ・市役所3階にハローワークの機械を2台設置。ハローワーク職員にも常駐いただき、保護受給者の求職活動に関して、ハローワークと一体となった支援を行う。	・市広報やホームページ、記者発表等での周知を行ったほか、窓口にて対象者に直接周知・案内を行った。	A	○	市広報やホームページ等の活用や窓口での案内により、周知を行ってきたが、今後も生活困窮者自立支援法施行等を踏まえ、更なる周知を図っていく必要があるため。	保護課
			・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した	A	◎	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した	介護・高齢福祉課
			・市広報・ホームページ等で周知する	・ホームページ等を通して周知を行った。	A	◎	継続的に周知を実施することができた。	障害福祉課
			・市広報や、赤ちゃん訪問時配布のパンフレット、ホームページ等で周知していく	・広報よっかいち、ホームページ、母子健康カレンダーにて周知	A	◎	広報よっかいち、ホームページ、出生後のこんにちは赤ちゃん訪問にて配布するパンフレットや母子健康カレンダーにて、対象者への周知を図った。	こども保健福祉課
			・母子健康手帳別冊に、各種相談窓口を掲載し、妊娠届出時に交付	・母子健康手帳別冊に、各種相談窓口を掲載し、妊娠届出時に交付	A	◎	母子健康手帳交付時に、配布資料の説明を行うと共に、掲載されている各種相談窓口についても周知を図った。	こども保健福祉課
			・引き続き、市広報、ホームページ、リーフレット等で周知をしていく	・市広報、ホームページ、リーフレット等で周知を図った	A	◎	市広報、ホームページ、リーフレット等で周知を実施した	保健予防課
			・引き続き市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく	・広報よっかいち、ホームページへの掲載のほか、青少年育成団体など関係団体へも周知を行った。	A	◎	広報よっかいち、ホームページへの掲載のほか、様々な機会を捉えて事業の周知に努めた。	こども未来課 (青少年育成室)
			・市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく。	・市広報、ホームページ等で相談窓口を周知した。	A	◎	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知した。	教育支援課
			・出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知を行う	・出前講座および人権講座等の開催時に、人権センターの紹介を行うと共に相談窓口の周知を行った	A	◎	出前講座や人権講座、また各地域の人権活動団体の総会等に招かれた際に、人権センターの紹介を行うと共に、相談事業にも触れ、相談窓口の周知を図った。	人権センター
			・講座内容に沿った相談窓口を紹介する	・講座内容に沿った相談窓口を紹介した	A	◎	講座内容に沿った相談窓口を紹介してきた	市民生活課
			・引き続き、幅広い年齢層に応じた、わかりやすい講座内容を工夫しながら、多文化共生推進の取り組みに関する出前講座を行っている	地域等において実施した出前講座において、人権の観点から周知を行った。	A	◎	全ての人が互いに認め合い、尊重し合っるとともに支え合っで暮らせる社会を実現する、という多文化共生の基本理念に沿って周知を行うことができた。	市民生活課 (多文化共生推進室)

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
		・生涯学習いきいき出前講座等の参加者への周知	・出前講座やさんかくカレッジ等の講座での周知 ・デートDV予防講座での周知、啓発品配布	・出前講座やさんかくカレッジ等の講座で周知を行った。 ・若年者向けのデートDV予防教育出前講座時にパンフレットを配布し、相談窓口の周知を行った	A	◎	平成24年度から実施した、若年者向けのデートDV予防教育出前講座において、受講者全員に相談窓口が記載されたパンフレットを配布した。出前講座やさんかくカレッジ参加者にもパンフレットを配布し周知を行っている。	男女共同参画センター
			・講座内容に沿った相談窓口を紹介する	・講座内容に沿った相談窓口を紹介した	A	◎	講座内容に沿った相談窓口を紹介した	介護・高齢福祉課
			・出前講座・各種団体への説明会等、機会を捉えて周知する	・出前講座や各種団体への説明会などの際に周知を行った。	A	◎	出前講座等の機会に、継続して周知していくことができた。	障害福祉課
			・出前講座等による啓発	・DVが子どもに与える影響について、あらゆる場で情報提供を行った。	A	◎	出前講座等による啓発を実施	こども保健福祉課
			講座内容に沿った相談窓口を紹介する	講座の中で、相談窓口の周知を行った。	A	◎	出前講座や各種健康づくり教室等で、幅広く相談窓口の周知を行った。	健康づくり課
			・講座内容により必要時紹介	・必要時、相談窓口を紹介した	A	◎	必要時、相談窓口を紹介した	保健予防課
			・必要に応じて相談窓口を紹介していく。	・26年度の紹介実績はないが、今後も必要に応じて相談窓口を紹介していく。	A	◎	必要に応じて相談窓口を紹介した。	教育支援課
5	生活安定と自立促進	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を開催	・母子等家庭自立支援教育訓練給付金等事業の実施 ・パソコン講座など就労支援のための講座の開催	・母子家庭等自立支援給付金事業を実施し、自立に向けての資格取得を支援した。 ・母子・父子福祉センター事業として、パソコン講座を開催した。	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		・母子家庭、父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選の実施	母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく。	・3戸以上の募集団地を対象に内数で優先戸数を設け、一人親家庭を含む優先世帯のみでの抽選を実施した。これに落選しても再度一般抽選を行い、当選確率を高めるよう配慮した。	A	◎	限られた提供戸数の中で、一定の配慮のもと公正かつ適正に優遇措置を実施した。	市営住宅課
6	各種制度の利用促進と情報提供	・児童扶養手当の支給、一人親家庭等医療費の助成	・前年度に引き続き児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成の受給資格認定を行い支援していく	・児童扶養手当の受給資格者数 2,546人 ・一人親家庭等医療費受給資格者数 6,088人	A	◎	児童扶養手当の支給や一人親家庭等医療費の助成について、必要な手当・助成が受けられるよう制度案内を徹底し、受給資格認定を行った。	こども保健福祉課
		・保育料母子減免	・保育料母子減免世帯 290件	・保育料の母子減免を行い、母子家庭の経済的支援を行った。 減免世帯 270世帯	A	◎	保育料の減免を行い、母子家庭の経済的支援を行うことができた。	保育幼稚園課 こども保健福祉課
		・母子寡婦福祉資金の貸付	・県の貸付事業、母子父子寡婦福祉資金の貸付の受付	・相談者の状況に応じ、事業を紹介し三重県へつないだ。	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	
7	相談の充実	・女性相談員による相談の充実 ・男性相談員による男性向け電話相談の実施 ・女性相談員による女性のための夜間電話相談(週1回)の実施	・女性相談員による女性のための相談の実施 ・男性相談員による男性向け電話相談の実施(10回) ・電話相談ボランティア及び婦人相談員による夜間電話相談を週1回実施	・女性のための相談件数(3,485件) ・男性相談員による男性向け電話相談の実施(10回) ・電話相談ボランティア及び婦人相談員による夜間電話相談を週1回実施	A	◎	平成23年度より婦人相談員を3名体制とし、スーパービジョン研修の回数を増加するなど、相談員の資質向上を図るとともに、平成26年度より、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制が整ったことで、相談者への対応をより充実させることができた。	男女共同参画センター
		・母子自立支援員による相談の充実	・母子父子自立支援員による相談を実施する	・母子・父子自立支援員を3名配置し、相談に応じた。	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
 ◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
 △ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	各種健(検)診の充実	・各種健(検)診(子宮がん・乳がん等)について継続実施	各種健(検)診について、継続実施	・子宮頸がん検診:17,832人 ・乳がん検診(マンモ):9,142人 ・乳がん検診(エコー):526人 ・胃がん検診:16,086人 ・大腸がん検診:18,842人 ・肺がん検診:6,921人	A	◎	各種健(検)診を実施し、無料クーポン券の配布などにより受診率の向上を図ることができた。	健康づくり課
2	女性外来の充実	・女性にとって受診しやすい体制づくり ・本市における女性外来の開設	・女性医師に加え、女性技師(放射線技師)の人材確保につとめる	・女性医師をH26年度中に3名採用、H27年4月採用者として7名採用した。 ・女性技師(放射線技師)をH26年度中に1名採用、H27年4月採用者として1名採用した。	A	◎	H22～H26年度の5年間で、女性医師26名、女性技師(放射線技師)2名の採用を行うことができたため。	市立四日市病院
			必要に応じて女性外来を設置する医療機関へつながるよう努める。	・必要に応じて女性外来を設置する医療機関へつながるよう努める。	A	◎	市内に女性外来の設置があり、問い合わせ時には紹介できるよう努めた。	健康福祉課
3	健康増進、生活習慣病予防、介護予防講座の充実	・生活習慣病の予防改善や介護予防事業の充実 ・市民と協働した、生涯を通じて健康づくりに取り組む機会や場の拡大	さらに新たな3地区を加え、拡大。	・市で開催する健康づくり事業の充実とともに、地区で活動する様々な団体へ、市の保健事業や健康ボランティアを紹介し、活動の場で自主的に健康づくりに取り組めるよう働きかけた。	A	◎	地域で活動する団体に広く周知を行ったことにより、新たに健康づくりに取り組むきっかけを作ることができた。	健康づくり課
4	女性のための健康相談・情報提供の充実	・訪問・来所・電話での健康相談の実施	健康相談窓口を月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分随時実施(来所相談・電話相談) 健康教育の際にも相談を実施(実績には、男女を含む) 計3,463人	・健康相談窓口を月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分随時実施(来所相談・電話相談)。 健康教育の際にも相談を実施(実績には、男女を含む) 計3,463人	A	◎	相談内容によって必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応ができた。	健康づくり課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	・性に関する相談の継続実施	・関係各機関との連携強化による迅速な対応を図りつつ継続して事業を実施する	・相談があった場合は関係機関にすぐ情報提供を行った。また、相談者にも対応機関を案内した。	A	◎	各関係機関との連携を図り、迅速な対応を心がけて実施できた。	こども未来課(青少年育成室)
		・命の尊厳や心のつながりを重視し、発達段階に応じた性教育を推進	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ・昨年度に引き続き今年度も保健予防課と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続を行った ・性感染症出前授業として四日市市保健所保健予防課と共同して中学校(1校)小学校(1校)の児童生徒を対象に行った	A	◎	各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また、出前講座を小学校へも呼びかけ、実施することができた。	指導課
6	薬物乱用・喫煙防止のための教育の充実	・喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供	・幼稚園、小中学校に対し視聴覚教材の貸出しを継続して行う	・新しい視聴覚教材を購入し、正確な情報の提供に努めた。	A	◎	「非行防止教室」等での啓発活動に活用した。	こども未来課(青少年育成室)
		・薬物乱用・喫煙防止のための「薬物乱用防止教室」等の充実	・「非行防止教室」の実施を継続する	・「非行防止教室」(出前講座)の開催年間19回	A	◎	学年に応じた内容を準備し、啓発活動を実施できた。	こども未来課(青少年育成室)
		・未成年への喫煙等防止指導の実施	・街頭補導による見守り活動における喫煙防止指導を行い、薬物乱用防止教室においても指導内容の充実を図る	・街頭補導による見守り活動年間373回 街頭補導時に発見した場合は、即座に指導を行った。	A	◎	警察等の関係機関と連携し、計画どおり実施できた。	こども未来課(青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「5年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			5年間(H22～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	・育児学級「パパママ教室」の実施	・月1回実施。日曜実施日は、参加希望数によっては、午前・午後の2回実施(H26年度は、日曜日5日間予定)	・年間17回実施 うち日曜日は5日(計10回)実施 参加者 計503人	A	◎	平日開催日を含めて父親の出席率は約92%。休日はほぼ100%父親も一緒に参加されており、出産後の父親の家事育児支援のための意識づけとなったほか、出産後の子育て支援サービスの利用にもつながっている。	こども保健福祉課
		・若年者層に対するデートDV防止講座の実施	・中学校以上の教育機関で、デートDV予防講座(出前講座)を開催 ・小学生以下には人権擁護委員との協働でジェンダーについて学習する講座を実施していく	・中学校以上の教育機関で、デートDV予防講座(出前講座)を開催 11回(中学校 6回、高校 2回、大学 2回、教職員1回) ・小学生以下には人権擁護委員との協働でジェンダーについて学習する講座を実施 37回(保育・幼稚園 13回、小学校 24回)	B	○	平成24年度からの3年間で27回、3,963名の中学生、高校生、大学生、教職員等に対し、デートDV予防教育出前講座を実施することができた。中学校、高校での開催が少なかったことから、今後も開催を呼びかけていく。	男女共同参画センター
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	・妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 ・育児相談・育児学級の実施 ・妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ・電話相談の実施	・H25年度に引き続き実施 ①妊婦一般健康診査(14回) ②乳児一般健康診査 ③1歳6か月健康診査 ④3歳児健康診査 ⑤デンタルマタニティー・スクール ⑥離乳食教室 ⑦歯ハハの教室 ⑧育児相談 ⑨妊産婦・乳幼児訪問指導 ⑩電話相談・来所相談 ⑪こんにちは赤ちゃん訪問	①妊婦一般健康診査 29,470件 ②乳児一般健康診査 5,006件 ③1歳6か月健康診査 2,640人(96.8%) ④3歳児健康診査 2,588人(93.9%) ⑤デンタルマタニティー・スクール 12回 計 81人 ⑥乳幼児食教室 30回 計 746人 ⑦歯ハハの教室 48回 計 1,584人 ⑧育児相談 16回 計 1,704人 ⑨妊産婦・乳幼児訪問指導 5,178件 ⑩電話相談・来所相談 11,895件 ⑪こんにちは赤ちゃん訪問 2,586件	A	◎	妊娠期からの乳幼児期まで、健康診査および訪問、相談等により、乳幼児とその保護者に対して、必要時間係機関と連携して、支援を提供した。	こども保健福祉課
9	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	・母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発	・母子健康手帳交付時、就労中の妊婦に対して、周知及び啓発を行う	・母子健康手帳交付時、就労中の妊婦に対して、周知及び啓発を行った。	A	◎	母子健康手帳交付時、就労中の妊婦に対して、周知及び啓発を行った。	こども保健福祉課

2. 審議会による評価

(1) 総括評価(5年間の評価)

平成22年度から平成26年度までの5年間で、四日市市は「男女共同参画プランよっかいち」に基づき、様々な施策を実施してきた。施策を総合的かつ効果的に推進するために男女共同参画推進庁内調整会議を開催し、全庁的に進めてきたことは評価できるが、「審議会等の女性委員比率」が目標値を達成できなかったことから、一層の覚悟を持った取組が必要である。

一方地域では、市民主体の男女共同参画に関する取組が広がってきており、これらは行政の地道な働きかけによるものと評価できる。行政は自ら事業を実施するのみならず、これら取組の情報収集や支援によって、市民協働の男女共同参画社会づくりを推進していただきたい。

(2) 基本目標ごとの取り組みに対する評価

I. 男女共同参画のための意識づくり

- ① 男女共同参画センターで開催している講座の参加人数は減っているが、市民の中で、地域の中でも防災を切り口とした講座などのいろいろな講座が開かれており、市民への広がりという観点からすると行政主催の講座が減っているのが一概に悪いとは言えない。今後は行政がコアな部分を担いつつ、民間に広げていくという方向がむしろ望ましい。
- ② 市民が地域で活動している内容を行政が把握することが大事である。市民意識の広がりがどのようにあり、市民の活動がどのようになされているかを掴み、行政自らするのではなく、市民の活動を支援していくことが望まれる。
- ③ 男性向け講座については、ニーズを見極め、的確な情報提供を行い、市民団体等の他の活動と連携し、さらに広げていくことが望まれる。また、周囲に影響を与えやすいPTAや自治会の役員に学んでもらう機会を設け、そこから周りに広げてもらうことも効果的と思われる。

II. 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

- ① 審議会等の女性委員比率がこの5年間でほとんど変わらないということは、女性登用に取り組んできたというには、成果としてまだまだ不十分である。市として全ての審議会等で取り組むと決めている以上、強い意志を持って女性を登用していこうという覚悟で進めてもらいたい。

III. 男女共同参画の視点に立った個人の尊重

- ① 若年層への男女平等教育として、学校でデートDV予防教育出前講座や性教育が実施されていることは評価できるが、デートDV予防教育出前講座は希望校だけでなく全校での実施、あるいは性教育の時間の中で踏み込むなど、対等な関係の中で性を中心としてどう向き合っていくかという点で、内容をより充実させることが望まれる。目標は達成しているが、積極的に学びの場を作ってほしい。
- ② 妊産婦から乳幼児期までのサービスはきちんとなされており、個々の保健師が努力しているのは見て取れるが、今後は妊産婦から青少年期の母やその家族を、継続して支援できる制度が必要であり、システム化することが望まれる。

実施計画の進捗に関して参考とする指標

基本 目標	項 目	基準値 (H21年度実績)	実績値				備 考	
			(H22年度実績)	(H23年度実績)	(H24年度実績)	(H25年度実績)		(H26年度実績)
I	男女の地位が平等と感 じている人の割合 (※)	11.8%	—	16.6%	—	16.0%	—	(基準値) 19年3月調査
	「男は仕事、女は家事・ 育児」といった固定的 な役割分担意識に否定的 な市民の割合(※)	58.4%	—	61.2%	—	66.8%	—	(基準値) 19年3月調査
	男女共同参画センター 利用者数	14,087人	14,883人	11,506人	10,981人	12,203人	13,929人	
II	市の一般行政職におけ る管理職(課長級以 上)の女性割合	6.7% (13人/194 人)	8.2% (15人/183 人)	9.1% (17人/187 人)	10.7% (20人/187 人)	11.9% (23人/192 人)	11.8% (22人/186 人)	(基準値) 22年度実績 (実績値) 23・24・25・ 26・27年度実績
	市の管理職(課長級以 上)の女性割合	15.4% (56人/364 人)	15.8% (58人/367 人)	17.2% (66人/383 人)	16.6% (63人/380 人)	17.0% (65人/383 人)	18.6% (72人/387 人)	(基準値) 22年度実績 (実績値) 23・24・25・ 26・27年度実績
	女性人材リスト ¹ 登録 者数	99人	112人	137人	147人	124人	128人	
	女性の自治会長の人数	17人/722人	19人/725人	19人/730人	18人/733人	30人/732人	27人/737人	(基準値) 22年度実績 (実績値) 23・24・25・ 26・27年度実績
	保育所待機児童数	22人 (4/1現在4人)	35人 (4/1現在0人)	51人 (4/1現在9人)	46人 (4/1現在6人)	51人 (4/1現在9人)	55人 (4/1現在7人)	
	民間企業の課長相当職 以上に占める女性の割 合	—	7.8%	6.2%	6.6%	7.9%	7.3%	四日市市雇用実態 調査より (H22年度より調 査開始)
	家族経営協定 ² の締結 数	20件	24件	24件	24件	24件	26件	
III	母子世帯数 上記の内、生活保護を 受給している世帯数	3,495世帯 183世帯	3,613世帯 211世帯	3,673世帯 247世帯	3,690世帯 237世帯	3,728世帯 225世帯	3,730世帯 264世帯	
	男女共同参画センター における相談件数 上記の内、DVに係る 相談件数	2,146件 1,328件	1,957件 1,121件	2,434件 869件	3,763件 2,438件	3,594件 2,278件	3,485件 2,086件	
	一時保護を行った件数 と 人数	件数 13件 人数 31人	件数 13件 人数 26人	件数 10件 人数 17人	件数 14件 人数 37人	件数 10件 人数 30人	件数 10件 人数 21人	
	DV防止法による 保護命令の発令件数	9件	3件	3件	8件	3件	5件	

(※)の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。

【用語解説】

1 女性人材リスト

教育・保健福祉・文化芸術・環境・まちづくりなど様々な分野で明確な意見を持っている女性を本人の希望により登録し、各種審議会・委員会など政策決定にかかわる組織の人選に役立てる目的で市が作成しているリスト。

2 家族経営協定

日本の農業経営は家族経営が一般的であり、農業に従事するのは経営主(世帯主)、配偶者等家族全員である。しかし収入は経営主に帰属するので、経営主と同じように働く配偶者やその他の家族には働きに見合う収入は認められていない。家族経営協定とは、農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするために家族内でつくられるルール。家族経営協定が締結されることにより、共同経営者である女性も認定農業者になれる、農業者年金に加入できるなど、農業経営における女性の地位向上が図られる。